

第 1 回 福知山市行政改革推進委員会

日 時：平成 27 年 8 月 26 日(水)

午後 1 時 30 分から

場 所：市議会第 4 委員会室

《 次 第 》

開会

- 1 市長挨拶及び委嘱状交付
- 2 推進委員及び推進本部員の紹介
- 3 推進委員会について
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 議事
 - (1) 諮問
 - (2) 提案説明
 - (3) 大綱(案)の概要説明
 - (4) 今後の審議日程及び内容
 - (5) 役割及び運営に関する確認事項
 - (6) 意見交換・質疑等

閉会

【配布資料】

事前配布① 第 6 次福知山市行政改革大綱(案)

事前配布② 第 6 次福知山市行政改革実施項目(案)一覧

資料 1 福知山市行政改革推進委員名簿

資料 2 福知山市行政改革推進本部員名簿

資料 3 今後の審議日程及び内容

資料 4 役割及び運営に関する確認事項・意見書

第6次福知山市行政改革大綱

(案)

行政改革推進委員送付版

H27.8.12

網掛け部分は、決算値の確定等により、今後更新・修正を行う部分です。

平成〇〇年〇〇月

福 知 山 市

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1 これまでの行政改革の取組と本市の課題 | |
| 1 これまでの行政改革の取組 | 1 |
| 2 本市をとりまく社会経済情勢 | 5 |
| 3 本市の行財政運営の課題 | 6 |
| 第2 新たな行政改革の取組にあたって | |
| 1 新たな行政改革の必要性と基本的な考え方 | 10 |
| 2 改革の目的とテーマ | 11 |
| 3 第6次行政改革大綱の位置付け | 11 |
| 4 計画期間 | 12 |
| 第3 改革の基本方針 | |
| 1 改革の基本方針 | 13 |
| 2 主な取組事項 | 14 |
| (基本方針1) | |
| 市民協働による改革(協働による地域経営の推進) | 14 |
| (基本方針2) | |
| 行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進) | 15 |
| (基本方針3) | |
| 財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築) | 16 |
| (基本方針4) | |
| 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり) | 17 |
| 3 目標設定 | 18 |
| 4 実施計画の進捗管理 | 23 |
| 第4 改革の推進体制 | |
| 1 推進体制 | 25 |
| 2 福知山市行政改革推進組織図 | 25 |
| 3 市民とともに改革を進めるために | 25 |
| 第5 資料 | |
| 福知山市行政改革推進委員会規則 | 26 |
| 福知山市行政改革推進本部設置要綱 | 27 |
| 福知山市行政改革推進委員会委員名簿(仮作成) | 28 |
| 第6次福知山市行政改革大綱策定経過(未作成) | 29 |
| 福知山市行政推改革進委員会答申(未作成) | 30 |

第1 これまでの行政改革の取り組みと本市の課題

1 これまでの行政改革の取り組み

(1) これまでの取り組み

本市の行政改革の本格的な取組は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現のため、昭和60年度に庁内で「福知山市行政改革推進本部」を、市民各層からの代表による行政改革の審議を行う「福知山市行政改革推進委員会」を設置して「第1次行政改革大綱」を策定し、組織機構、事務事業の見直しなどを行ったことから始まりました。

その後、平成7年度に「第2次行政改革大綱」、平成12年度に「第3次行政改革大綱」、平成18年度に「第4次行政改革大綱」を策定し、時代に即した行政課題の解決のため、継続した改革の取組を進めてきました。

現在は、平成23年12月に策定した「第5次行政改革大綱」に基づく取組を推進しています。

(2) 第5次行政改革の成果と課題

第5次福知山市行政改革大綱は、「行政を経営する」という概念を基本とした行革大綱であり、行財政運営の指針として、経営資源等(経営資源・提供主体・提供方法)の最適配分により価値ある行政サービスを提供するための仕組みを構築するとともに、「量の改革」と「質の改革」を両立させることにより、自律的かつ継続的な都市経営(行政経営・地域経営)を推進し、市民満足度の向上を目的として平成23年12月に策定しました。

計画期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間として、「行政サービスの最適化による、さらなる市民満足度の向上～創造的改革への挑戦～」を改革のテーマに掲げ、「量の改革」と「質の改革」の両立を目指して、4つの基本方針に基づき16項目の取組を定め、144項目の具体的な取組を定めた実施計画を併せて策定し、進行管理を行ってきました。

計画期間においては、財政健全化指標である「将来負担比率¹」は平成26年度では平成23年度と比較すると36.7ポイント改善し102.6%となり、定員適正化による人員削減は平成27年4月現在で累計36人の削減を達成し、公共施設マネジメント基本方針(公共施設延床面積を30年で約4割20万㎡削減)及び基本計画(公共施設延床面積を10年で約2割10万㎡削減)の策定を行いました。また、毎年、市民・学識経験者等で構成する「福知山市行政改革懇話会」に進捗状況の報告や意見交換を行うとともに、「広報ふくちやま」や市のホームページで市民の皆様にお知らせしてきたところです。

取組項目の中には、既に目標以上の成果を挙げたものや、目標達成に向け着実に進行している項目がある一方で、時間外勤務の縮減や使用料の見直し等、計画通り進捗していない項目もあります。

今後も引き続き取り組む必要のある項目については、漏れなく次期大綱へ継承する必要があります。

¹ 地方公共団体の地方債の残高(地方交付税で措置される額を除く)や、出資団体等への負担金など将来負担する可能性のある負債の残高が、当該団体の財政の規模に対してどの程度あるかを示した指標。350%を超えると財政再建計画を策定する必要がある。

【図表1】 第5次行政改革の平成27年度末進捗見込み

| 区 分 | | 計画及び実績(見込み) [単位:千円] | | | | | 左の実施率 [単位:%] | | | |
|---|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------------|--------|--------|--------|
| | | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | 全体計画 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
| 時代のニーズに即応した効率的で効果的な行政経営の推進 ～行政運営の改革～ | 計画 | 35,210 | 74,995 | 120,316 | 169,656 | | ※上段:実績/計画・下段:実績累計/全体計画 | | | |
| | 実績 | 31,993 | 68,909 | 111,489 | 150,927 | | 90.9% | 91.9% | 92.7% | 89.0% |
| | 実績累計 | 31,993 | 100,902 | 212,391 | 363,318 | 400,177 | 8.0% | 25.2% | 53.1% | 90.8% |
| 持続可能な財政基盤の確立 ～財政運営の改革～ | 計画 | 430,991 | 552,238 | 638,020 | 837,260 | | | | | |
| | 実績 | 969,129 | 1,086,332 | 1,308,619 | 1,147,010 | | 224.9% | 196.7% | 205.1% | 137.0% |
| | 実績累計 | 969,129 | 2,055,461 | 3,364,080 | 4,511,090 | 2,458,509 | 39.4% | 83.6% | 136.8% | 183.5% |
| 経営力を強化する体制づくり ～組織・人材の改革～ | 計画 | 18,087 | 27,849 | 39,834 | 60,559 | | | | | |
| | 実績 | 19,125 | 34,285 | 46,585 | 67,133 | | 105.7% | 123.1% | 116.9% | 110.9% |
| | 実績累計 | 19,125 | 53,410 | 99,995 | 167,128 | 146,329 | 13.1% | 36.5% | 68.3% | 114.2% |
| 協働と連携による行政経営の推進 ～市民協働による改革～ | 計画 | 20,170 | 25,788 | 41,438 | 49,789 | | | | | |
| | 実績 | 13,454 | 19,419 | 15,701 | 17,515 | | 66.7% | 75.3% | 37.9% | 35.2% |
| | 実績累計 | 13,454 | 32,873 | 48,574 | 66,089 | 137,185 | 9.8% | 24.0% | 35.4% | 48.2% |
| 合計 | 計画 | 504,458 | 680,870 | 839,608 | 1,117,264 | | | | | |
| | 実績 | 1,033,701 | 1,208,945 | 1,482,394 | 1,382,585 | | 204.9% | 177.6% | 176.6% | 123.7% |
| | 実績累計 | 1,033,701 | 2,242,646 | 3,725,040 | 5,107,625 | 3,142,200 | 32.9% | 71.4% | 118.5% | 162.5% |

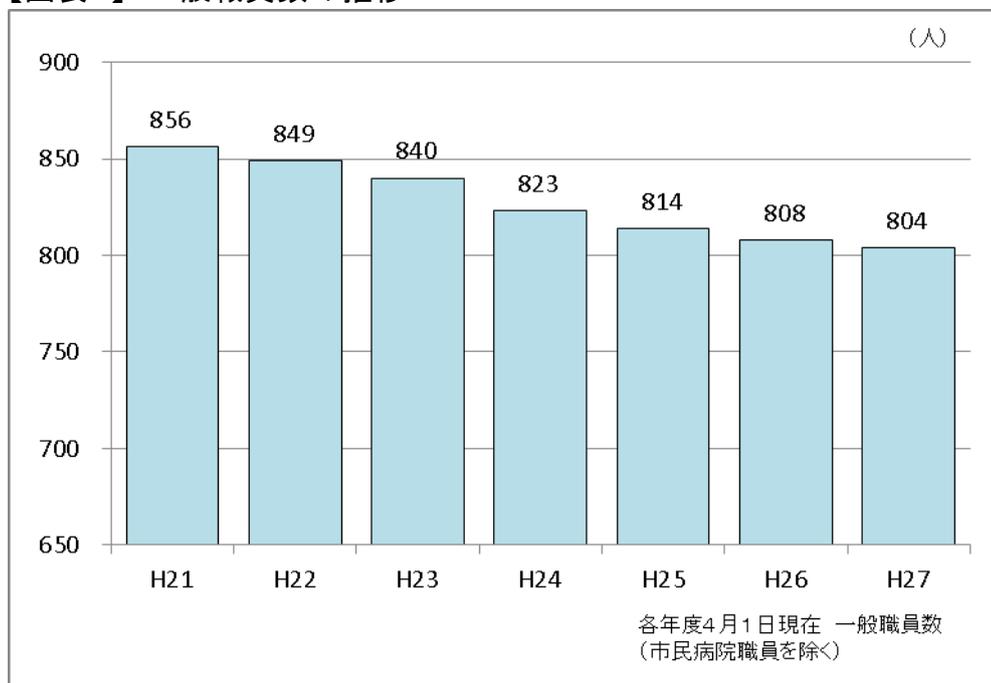
ア 一般職員数

第5次行政改革では、人口千人当たりの一般職員数を、合併前の旧福知山市の数値以下（10.1人/千人）とするため、5年間で35人の削減を目標にしていました。平成27年4月現在で累計36人の削減を行い、目標を達成したところです。

※削減人数は、市民病院職員を除いた職員数である。

※消防職員を除く削減実績は、48人である。

【図表2】 一般職員数の推移

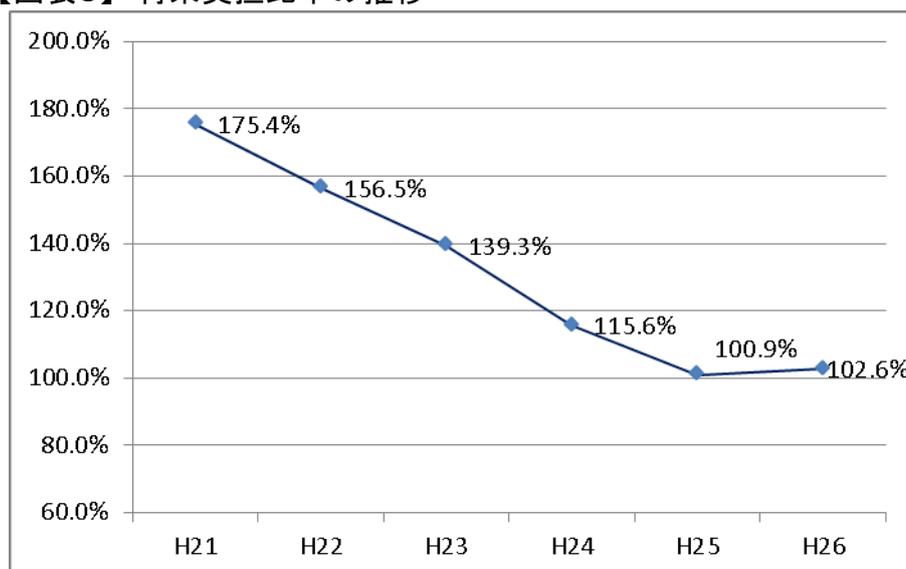


イ 将来負担比率

将来負担比率は、地方財政健全化法の自治体の財政をチェックする指標の一つであり、市が発行する借金である地方債（市債）のうち地方交付税で措置される分を除いた市の実質的な市債残高など将来支払う可能性のある負担額を指標化したもので、この比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が大きいことを示します。

今後の財政運営に当たり、有利な地方債の活用と適切な償還管理などにより、4年後の本指標を平成22年度数値156.5%以下となるよう目標設定を行い、平成26年度末には102.6%と大幅に改善されています。

【図表3】 将来負担比率の推移



ウ 実質公債費比率²

地方債（市債）は、後年度に償還金が生じますが、その地方債の目的に応じて、償還金の一定割合が地方交付税に加算措置される仕組みとなっており、このような地方債を一般的に「地方交付税措置のある地方債」といいます。そのうち、合併市町村が延長措置により15年間（10年間から15年間に延長）に限り発行できる合併特例債³や、旧三町地域の振興のために発行できる過疎対策事業債⁴などは、償還金の7割が地方交付税で措置されます。

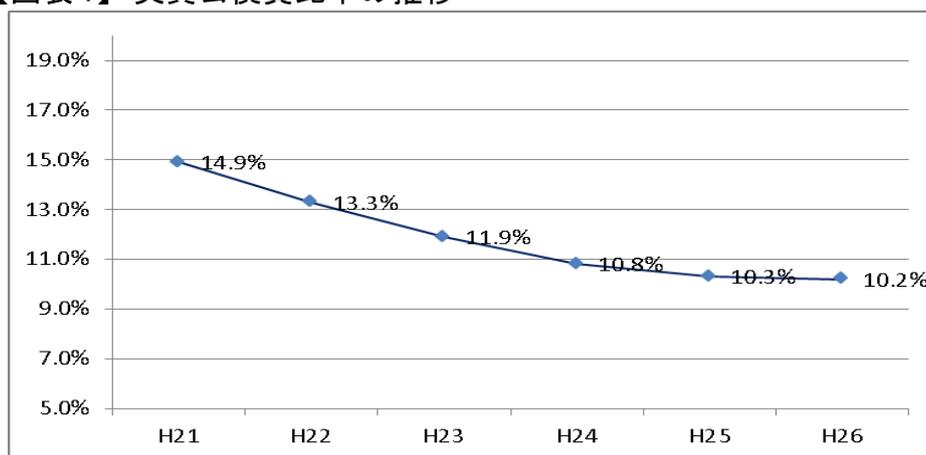
事業執行に当たって市債発行を行う際には、このような有利な地方債を活用するよう極力努めています。また、既に発行した市債の繰上償還を適宜実施する中で、市の一般財源に占める公債費負担の割合を示す実質公債費比率についても徐々に改善されています。

² 地方公共団体の公債費負担の割合を示す指標。公債費及び公営企業等に対する公債費に係る繰出金などのうち、地方交付税で措置される額を除いた実質的な公債費負担が、経常的な一般財源に対して占める割合を示したもの。

³ 合併した市町村が、合併後15年度に限り新しい市町村建設計画のための事業に発行できる地方債。当初、合併後10年度間だったものが、延長措置により、合併後15年度間、発行可能となった。後年度の償還金の70%が地方交付税で措置される。

⁴ 法律により過疎地域指定を受けた地域の振興のための事業に発行できる地方債。合併特例債と同様に後年度の償還金の70%が地方交付税で措置される。本市では旧三町地域の全域が指定されている。

【図表4】 実質公債費比率の推移



・近隣市等の状況(平成26年度決算速報より)【下はH25 決算 更新要】

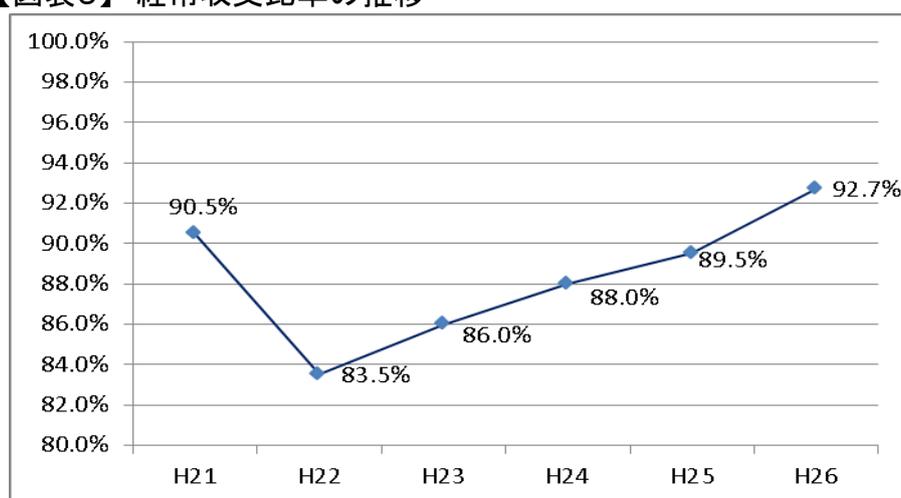
| | | | |
|-----|-------|---------|-------|
| 舞鶴市 | 10.3% | 京丹後市 | 14.8% |
| 綾部市 | 13.6% | 南丹市 | 15.1% |
| 宮津市 | 14.7% | 府内14市平均 | 9.1% |
| 亀岡市 | 12.0% | 全国市町村平均 | 8.6% |

エ 経常収支比率⁵の状況

平成23年度には86.0%であった経常収支比率が、一般財源等の伸び以上に経常的経費が増加したことにより、平成26年度は92.7%と上昇しています。また、地方交付税の合併算定替加算⁶を除けば26年度は95.6%であり、本来の交付税額(一本算定)となることを見越すと義務的な行政サービスで一般財源をほぼ使い果たしている状態です。

現在のところ、府内14市の平均より低い値を維持していますが、年々進行している財政の硬直化を防ぐためには、第6次行革では目標を定め、改善に取り組む必要があります。

【図表5】 経常収支比率の推移



⁵ 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、市税や普通交付税などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかを表し、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示す。

⁶ 合併団体にに対し地方交付税を増額加算する特例制度。合併後10年間は合併した旧団体ごとに算定される地方交付税の額を保証され、その後5年間で段階的に加算額が減額される。特例期間終了後は、一つの団体として通常の算定方法により地方交付税が算定(一本算定)される。本市は28年度から減額される。

・近隣市等の状況(平成26年度決算速報より) 【下はH25 決算 更新要】

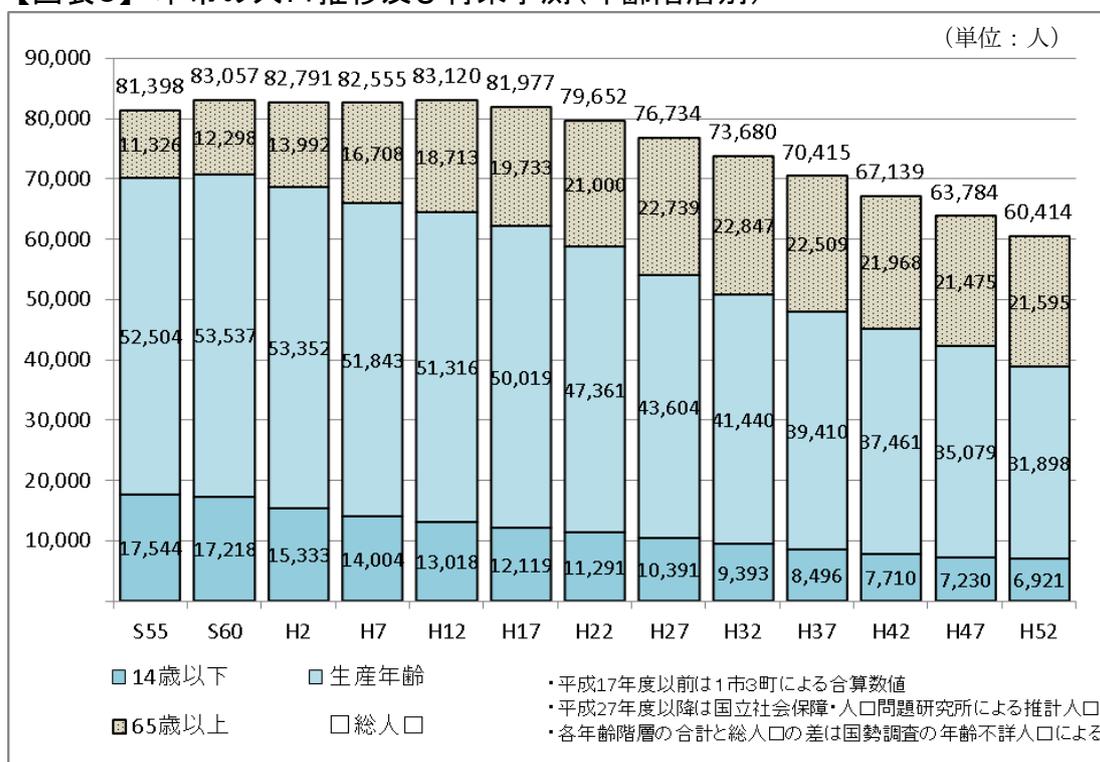
| | | | |
|-----|-------|---------|-------|
| 舞鶴市 | 88.5% | 京丹後市 | 86.8% |
| 綾部市 | 88.2% | 南丹市 | 89.8% |
| 宮津市 | 89.6% | 府内14市平均 | 91.7% |
| 亀岡市 | 96.5% | 全国市町村平均 | 90.2% |

2 本市をとりまく社会経済情勢

(1) 経済情勢の停滞と人口減少の進行

景気回復が謳われていますが、地方では厳しい状況から脱却していない状況です。また、生産年齢人口(15～64歳)の減少により、経済規模が縮小し、税収も減少することが懸念されます。

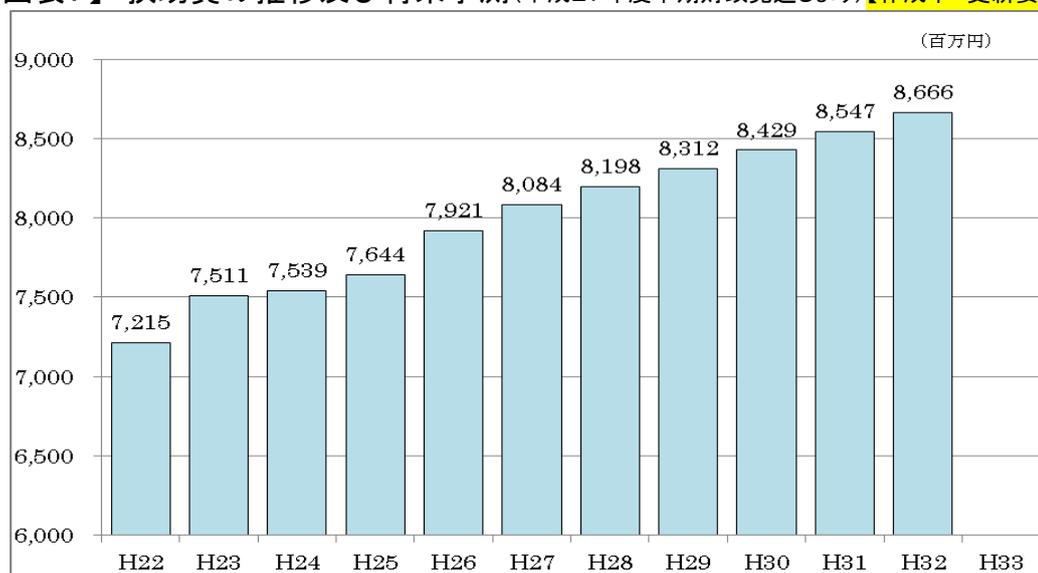
【図表6】本市の人口推移及び将来予測(年齢階層別)



(2) 社会保障関係費の増大

高齢化に伴う高齢者の医療、介護等に係る費用や子育て支援に係る費用など社会保障費（扶助費）は、今後も一層増加することが見込まれます。

【図表7】 扶助費の推移及び将来予測(平成27年度中期財政見通しより)【作成中 更新要】



(3) 多様化・高度化する市民ニーズ

地方分権型社会の構築に向けた政策の推進等により、暮らしに密着した多岐にわたる市民ニーズや地域課題等へのきめ細かな対応が求められる中で、自分たちの地域の課題を自発的に解決していこうとする市民など、新しい行政サービスの担い手が持つ意欲や活力を、まちづくりに活かす仕組みを構築する必要があります。

3 本市の行財政運営の課題

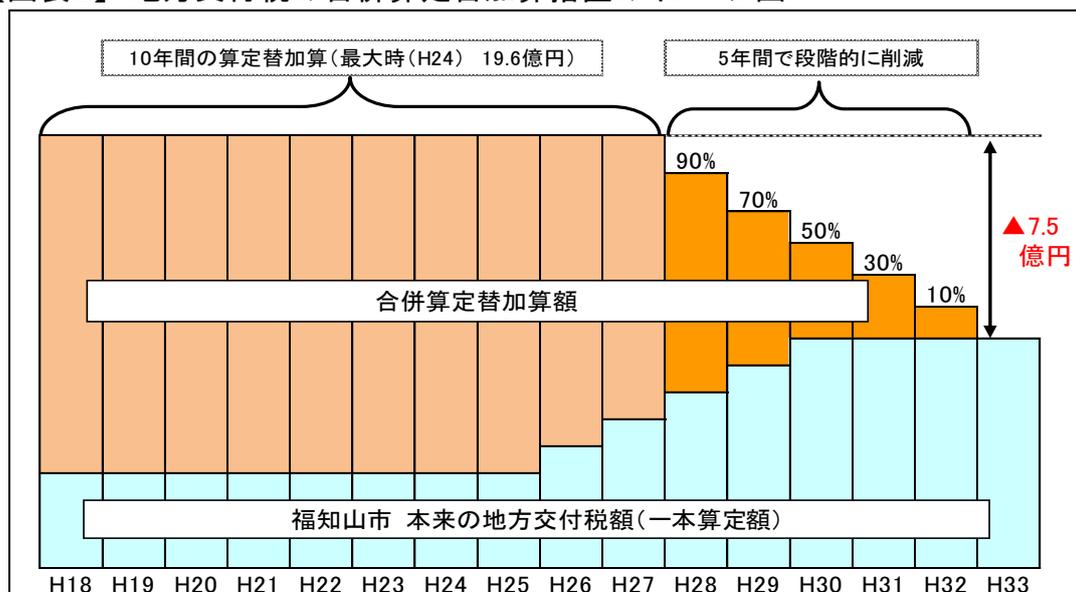
(1) 合併による財政支援の特例期間の終了

現在本市は、地方交付税の合併算定替加算措置や有利な地方債である合併特例債の発行など、合併による財政支援策を活用しています。合併以後10年間の特例期間が平成27年度に満了し、その後の5年間の激変緩和措置期間において段階的に地方交付税の特例分が縮減され、平成33年度には新市の規模で算出した本来の交付税額(一本算定)となります。

第4次及び第5次行政改革においては、合併算定替の特例期間の終了を念頭に、縮減額を確保するべく削減額の目標を設定し、達成したところではありますが、扶助費、物件費等の伸びも著しく、経常収支比率の悪化にも見られるように、災害等の不測の事態に対応できる余力のある財政状況であるとは言えません。

このため、一本算定化により地方交付税が平成26年度対比で約7.5億円減少するものと見込まれる平成33年度以後を見据えて、行政改革の継続的な取組が必要となります。

【図表8】 地方交付税の合併算定替加算措置のイメージ図

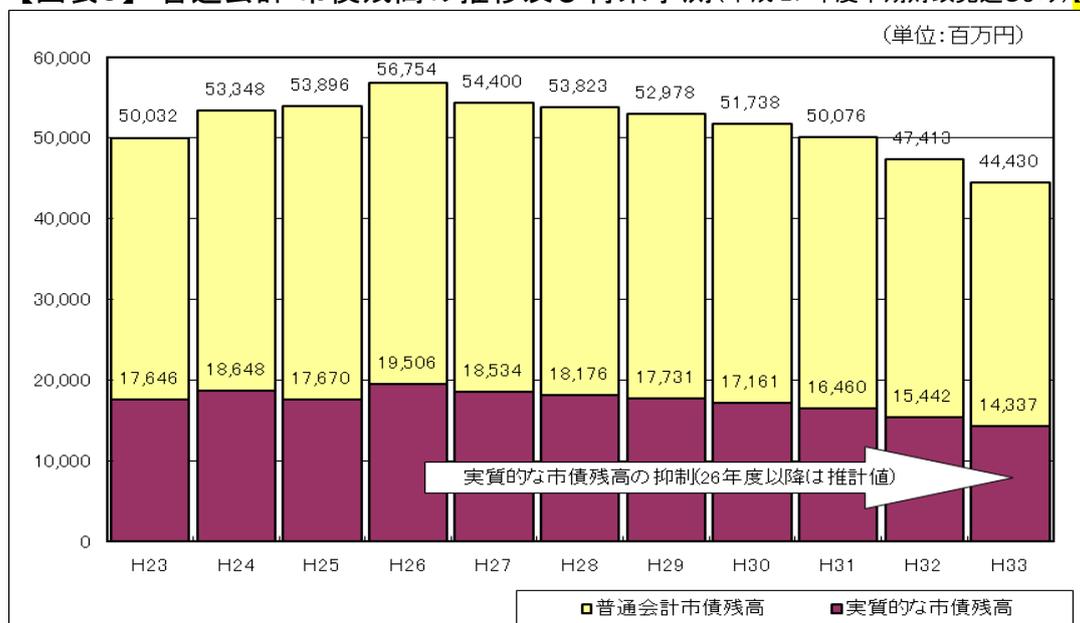


※一本算定額については、平成26年度から5年程度かけて実施される「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」を反映したイメージとしている。

(2) 市債残高の動向

「新福知山市まちづくり計画（新市建設計画）⁷」に基づく市の基幹事業により、市債残高は一時的に増加しています。今後も、合併特例債をはじめとする有利な地方債を活用するとともに、普通建設事業費の総量を抑制することにより、市債残高総額及び地方交付税措置分を除いた実質的な市債残高を抑制し、計画的な市債管理を進めていく必要があります。

【図表9】 普通会計⁸市債残高の推移及び将来予測（平成27年度中期財政見通しより）【更新要】



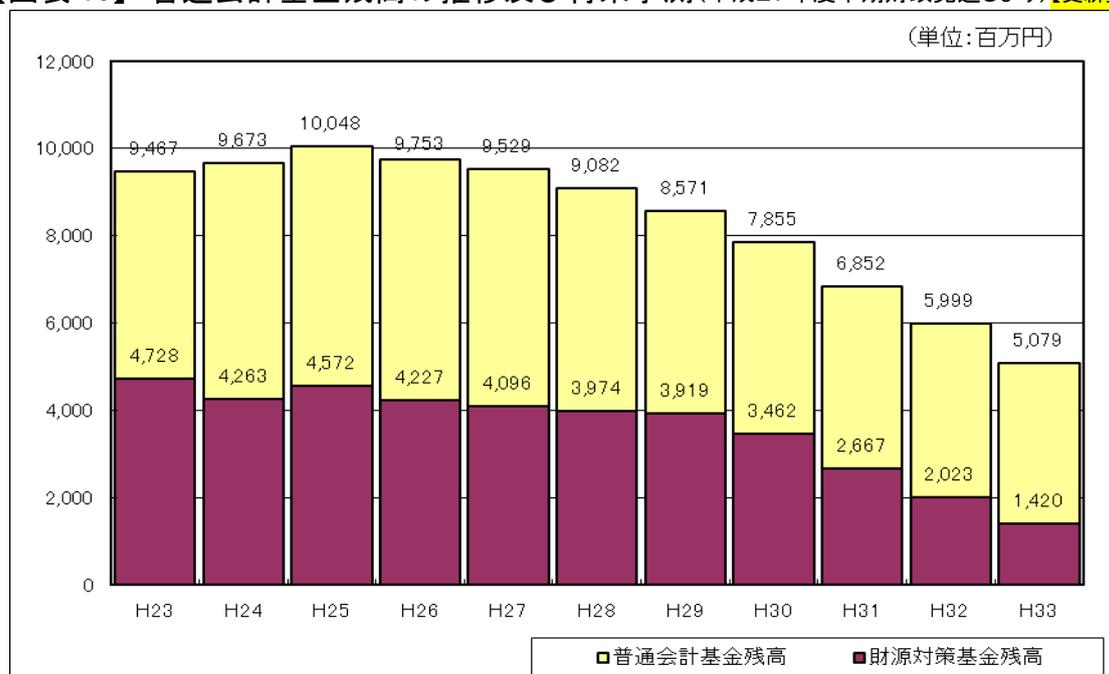
⁷ 一市三町の合併にあたって、新しい福知山市のまちづくりの方向性や取り組むべき事業を定めた計画。平成18年度から平成27年度までを計画期間として策定し、その後、平成32年まで期間を延長している。

⁸ 地方公共団体が設置する会計には、福祉、土木、教育など通常の行政サービスを行う「一般会計」のほか、特定の事業目的ごとに設置する「特別会計」がある。「普通会計」とは一般会計と特別会計のうち公営事業（水道、下水道、国民健康保険、介護保険など）に係る分を除いたものを合計したものである。本市は一般会計、休日急患診療所費特別会計及び地域情報通信ネットワーク事業が対象となる。

(3) 基金残高の動向

基金の総額は平成25年度には約100億円ありましたが、2年連続の水害に財政調整基金を取り崩して対応したことに加えて、今後の総合的な治水対策事業や「e-ふくちやま」の民間移譲を推進する中で、更なる基金活用も想定されています。水害等の災害に備えて、財源対策基金⁹の残高を一定以上確保することが必要です。

【図表10】 普通会計基金残高の推移及び将来予測(平成27年度中期財政見通しより)【更新要】



(4) 公共施設の更新問題

福知山市の公共施設は様々な市民ニーズに応じて整備されてきましたが、老朽化してきたものも多く、改修や維持管理に要する費用が増加する見通しです。

現在の公共施設総量をそのまま更新しようとするれば、図表11に示すとおり、30年間の総額では1,632億円、年平均では54.4億円が必要となりますが、財政シミュレーションから公共施設の更新に充てられる投資的経費は年平均30億円となる見込であるため、約24億円が不足する事態となり、持続可能な財政構造を維持するには、そのまま更新することは困難です。

※ハコモノ¹⁰の更新費は、企業会計による病院及び用途廃止を予定している公共施設を除く合計44.4万㎡を対象として試算します。またインフラ¹¹の更新費についても企業会計によるものを除いて試算します。

このことに加えて、平成24年度に公共施設の運営管理に要した費用の合計は約59億円で、一般会計歳出総額の13.0%に相当します。

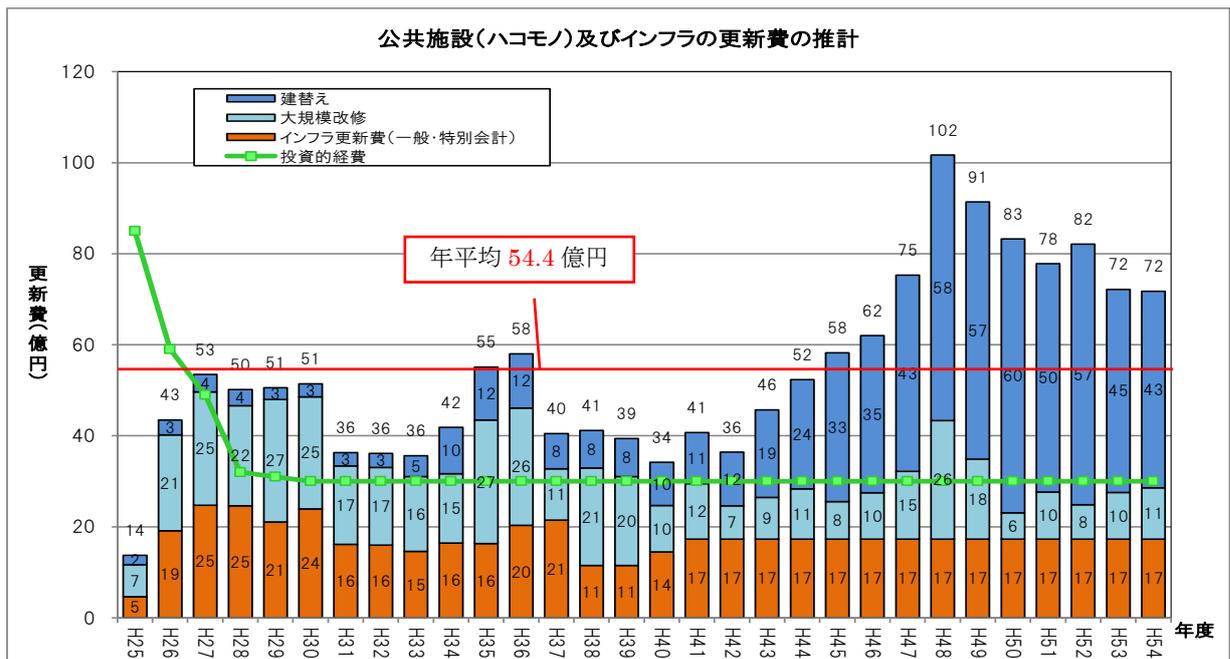
このように、今後の公共施設のあり方が、市の将来の行財政運営において大きな問題となっている中で、将来確実に訪れる人口減少と、確保可能な投資的経費の縮小の見通しをふまえ、持続可能なまちづくりの観点から、現在保有している公共施設(ハコモノ及びインフラ)の適切な目標量(削減必要量)を定め、計画的な再配置を推進する必要があります。

⁹ 財源対策基金とは、使用目的を特定せず一般財源として年度間収支の不均衡を調整する役割をもつ基金のことであり、本市では財政調整基金、減債基金及び合併算定普通減対策基金がこれに該当する。

¹⁰ ハコモノとは、建築物であり、学校や公営住宅、福祉施設など、様々な機能を持った施設のこと。

¹¹ インフラ(インフラストラクチャーの略)とは、都市基盤のことで、道路、橋梁、河川、上下水道、ガスなど、建築物以外の施設のこと。

【図表 11】 公共施設（ハコモノ及びインフラ）更新費の推計と確保可能な投資的経費



【図表 12】 公共施設の管理運営に係る費用（平成 24 年度）

| 管理運営費用（単位：百万円） | | |
|----------------|------|-------|
| 事業運営費 | 維持補修 | 計 |
| 5,010 | 899 | 5,909 |

(5) 組織・定員の適正化

第 5 次行政改革において目標以上の削減を達成したことにより、合併直後の平成 18 年度には 825 人と他の類似団体に比して大きな規模となっていた一般職員数（消防職員及び市民病院職員を除く。）は、平成 27 年度には 147 人減の 678 人まで縮減し、ほぼ適正規模となっています。

財源の縮小が見込まれる今後についても、多様化する行政ニーズに対応できる組織体制を確保しつつ、事務の簡素化・効率化を図るとともに、常に職員定員の適正化を図る必要があります。

(6) 意識改革に重点をおいた人材育成の必要性

社会経済情勢の変化や厳しい財政状況に対応するため、総合的で広い視野を持ち、経営感覚に富んだ職員の育成が必要です。

第2 新たな行政改革の取り組みにあたって

1 新たな行政改革の必要性と基本的な手法

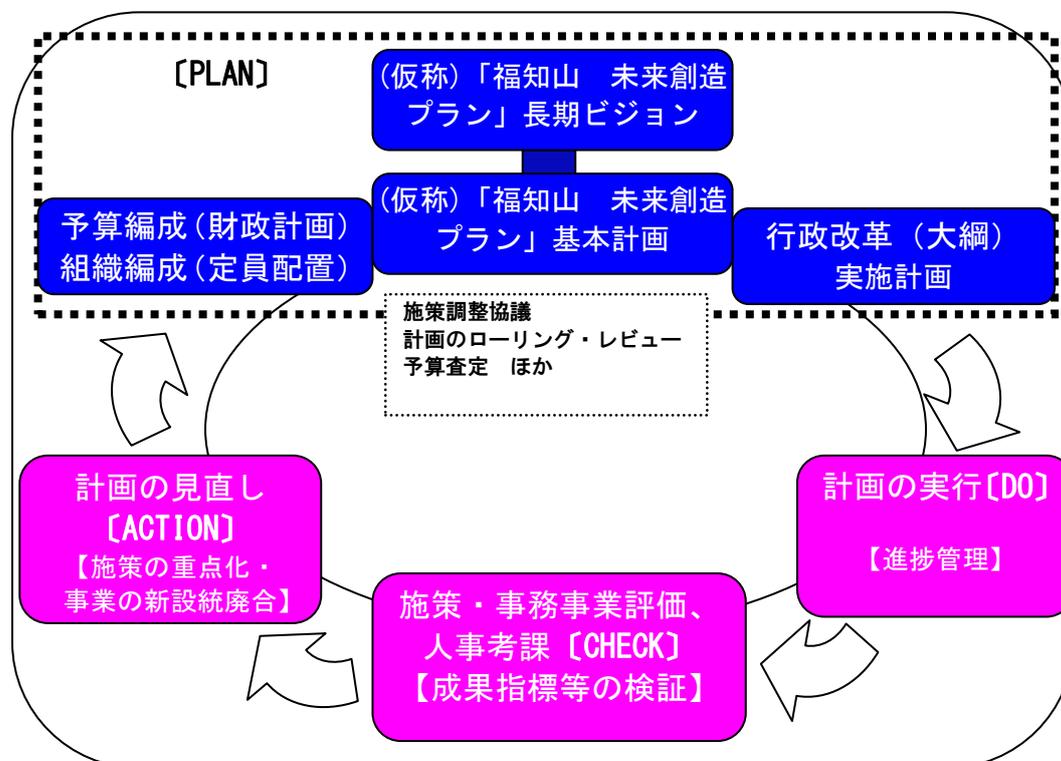
本市を取り巻く課題を踏まえ、今後訪れる人口減少に伴う都市の縮小や逼迫する財政状況など厳しい環境に対応し、市民満足度のさらなる向上を図るためには、限られた経営資源や地域資源を有効に活用し、組織や制度、仕組みなどを時代に合った最もふさわしいものへと変革していく新たな行政改革が必要です。

この行政改革を着実かつ効果的に進めるために、次の手法を基本的な手法として臨むこととします。

(1) 行財政経営マネジメントシステムの運用

時代に即応しながら継続的な改善・改革を行うために、行政評価システム¹²により、事務事業評価や施策評価を実施し、評価結果を計画や予算・組織編成に連動させる「行財政経営マネジメントシステム」を運用していきます。

【図表 13】 行財政経営マネジメントシステムのイメージ図



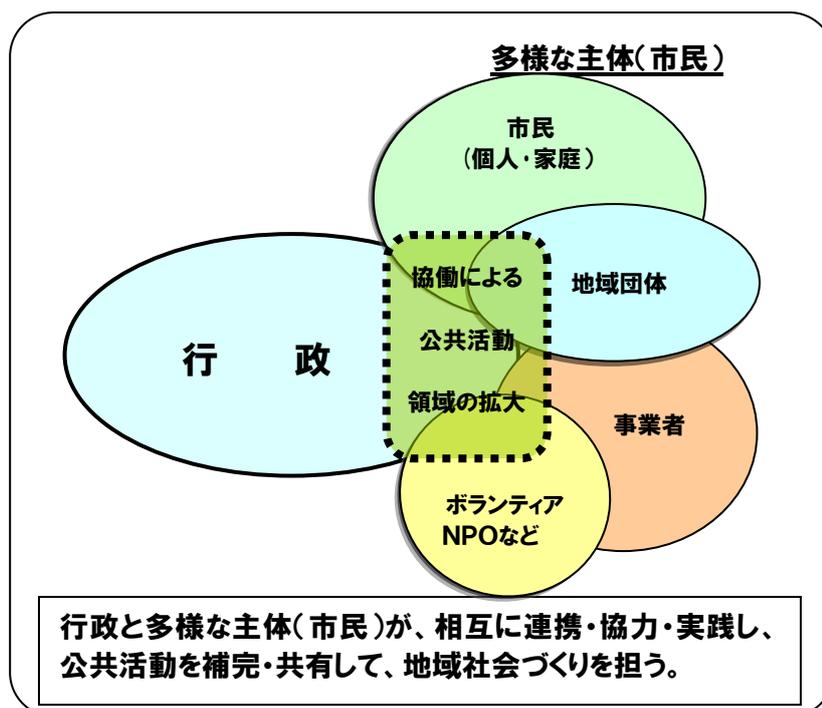
(2) 市民協働による改革

「市民協働」とは、行政と多様な主体（市民）が、相互に連携・協力・実践し、公共活動を補完・共有していくことです。

多種多様な市民ニーズや複雑化・深刻化する地域課題に対し、均一的・画一的な行政サービスのみでは適切に対応をすることが困難な状況となっている中で、地域課題を解決し目指すべき将来像を実現するには、行政と個人、家庭、地域団体、事業者、ボランティア、NPO等が対等な立場でパートナーシップを確立し、「市民協働」により改革を進めることが求められます。

¹² 市が実施している政策、施策や事務事業について、具体的な成果指標等を用いてその有効性、効率性、必要性等を評価・検証を行い、次年度以降の政策等の改善を進めるための仕組み。

【図表 14】 市民協働の概念図



2 改革の目的とテーマ

(1) 改革の目的

現在、人口減少、少子・高齢化、公共施設の更新問題等、多くの課題に直面しています。これらの課題を解決するためには、改革を継続していく必要があります。

また、改革を継続することにより、福知山市を「次世代へつなぐ」ことを目的とします。

(2) 改革のテーマ

「次世代へつなぐ新たな改革」

3 第6次行政改革大綱の位置付け

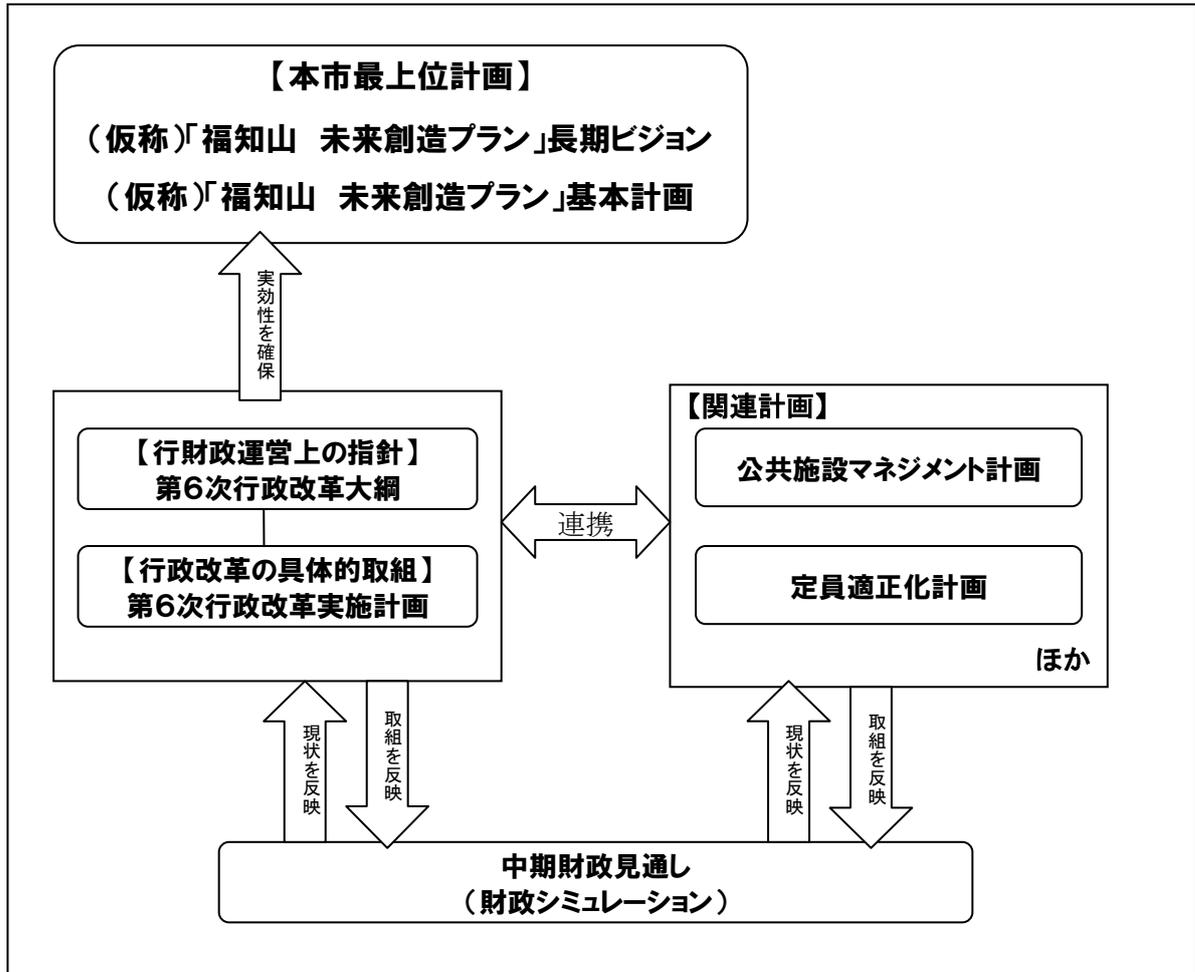
(1) (仮称)「福知山 未来創造プラン」の政策実現に向けた実効性の確保

(仮称)「福知山 未来創造プラン」は、福知山市で暮らす様々な人々がそれぞれの思いや願いを自ら実現することのできる、多様性あふれる高次機能都市を目指す計画です。この計画は、20～30年の計画である「長期ビジョン」と、5年間の計画である基本計画(平成28年度～平成32年度)で構成され、総合的・体系的に本市の進むべき方向性を示す、福知山市の最上位計画です。第6次行政改革大綱は、これと連動し、その実効性を行財政運営面から担保するものです。

(2) 大綱に基づく実施計画の策定

具体的な取組を定めた実施計画を策定し、着実な推進を図ります。

【図表 15】他の計画との関係



4 計画期間

計画期間は、(仮称)「福知山 未来創造プラン」基本計画の計画期間にあわせ、平成28年度から32年度までの5年間と定めます。

第3 改革の基本方針

1 改革の基本方針

第6次行政改革では、4つの改革の基本方針を掲げ、12項目について改革の取り組みを進めていきます。

(1) 市民協働による改革(協働による地域経営¹³の推進)

市民協働によるきめ細かく市民満足度の高い行政施策と、「公民のパートナーシップに基づく地域経営」を推進します。

透明性が高く信頼される行政を実現するため、情報公開への適切な対応、業務プロセスや意思決定プロセスなど市政に関する情報を積極的に発信し、市民との情報共有を進め、市民参加の拡大や市民意見の反映に努めます。

(2) 行政経営¹⁴の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進)

子や孫、その子どもたち(次世代)に大きな負担を背負わせず、現在の福知山市を承継するために、公共サービスのあり方とその提供手法について見直し、限られた資源を集中的に投下することで効率的な行政経営を行います。

このため、公共施設マネジメントの実施にあたっては、公共施設の維持管理に関する将来の市民負担を可能な限り軽減し、かつ現在の市民サービスを可能な限り維持することを目的として、人口や財政など本市の将来見通しを見極め、公共施設の老朽化や利用状況などに関する現状と問題点を客観的に分析・把握することを通じて、公共施設の最適な再配置(更新・統合・移譲・廃止)と効果的な管理運営の方針を明らかにし、その実現に向けての抜本的な取組を確実に実施します。

(3) 財政経営¹⁵の改革(持続可能な財政基盤の構築)

社会保障費の増大や合併特例期間の終了を見据え、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、将来の世代に負担をかけないために、人件費を含む歳出の節減、歳入の確保等に積極的に取り組みます。

(4) 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり)

多様化する市民ニーズに対応するためには、職員の経営に対する認識を高めながら組織の目的・目標の共有等を行い、あらゆる課題への対応力を強化し、縦割ではなく、横断的に連携をとって対応する必要があります。そのために、縦割業務的な意識の改革、横断的な組織、広域連携等の柔軟な体制の整備を進めます。

¹³ 地域の魅力や価値を高め、持続可能な地域づくりを行うこと。

¹⁴ 行政の持つ施設・人等の資源をもって公共サービスを提供すること。

¹⁵ 歳入予算と歳出予算をもって計画的に行う行政による資金運営のこと。

2 主な取組事項

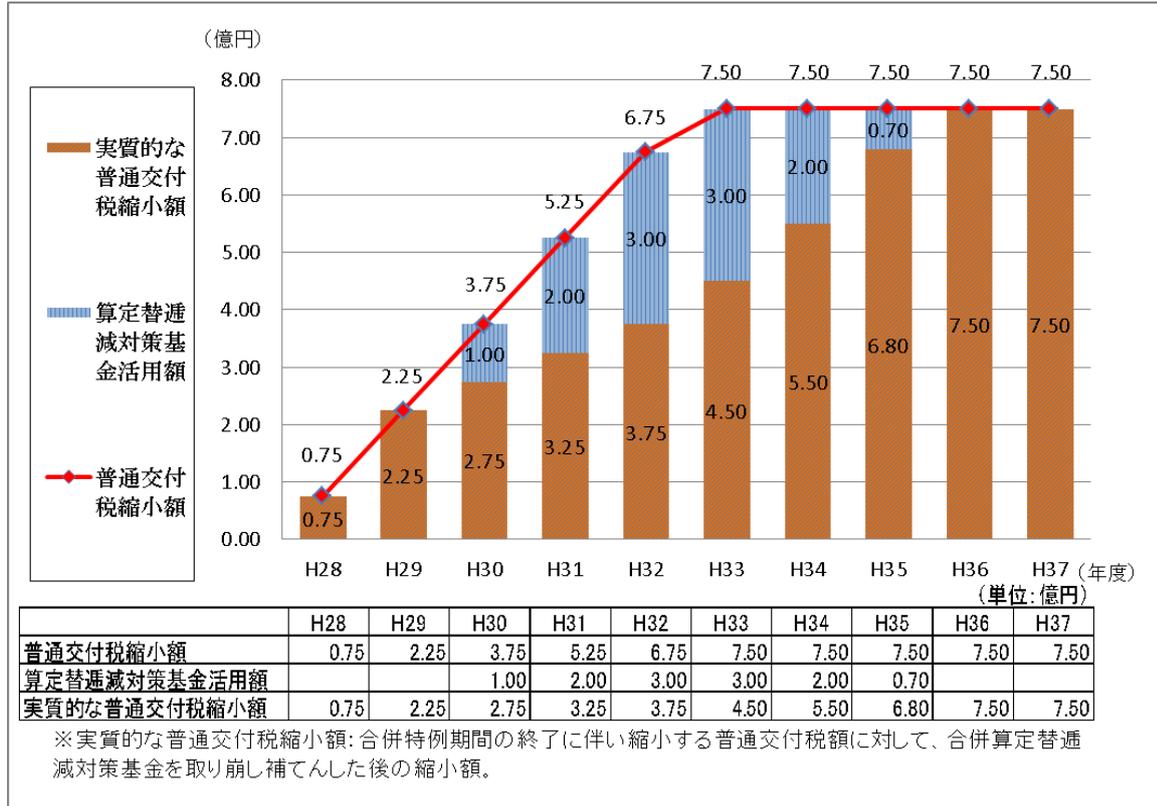
| 基本方針1 市民協働による改革(協働による地域経営の推進) | |
|--|--|
| 取組事項 | 取組の方針と具体的事項 |
| 役割分担に基づく市民協働の推進 | <p>【取組の方針】 地域コミュニティ組織等の市民活動団体の育成支援を行うとともに、市民と行政が相互にその役割と責任を果たす仕組みづくりを行います。</p> <p>【具体的事項】 ■住民自治の新しい仕組みづくり(地域協議会制度など)</p> |
| 透明性の高い市政の運営 | <p>【取組の方針】 迅速で分かりやすい情報公開により市民への説明責任を果たし、市政情報の共有化・透明化を進め、市民から信頼される市役所であり続けます。</p> <p>【具体的事項】 ■SNSの活用及び公開データのオープンデータ化</p> |
| 市民とともに構築する防災対策の充実・強化 | <p>【取組の方針】 災害等の危機に的確に対応するため、公助との連携による自助・共助を基本とした地域防災力の強化を進めます。</p> <p>【具体的事項】 ■自主防災組織の育成と連携体制の確立 ■自主防災組織地域防災マップの作成</p> |

| 基本方針2 行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進) | |
|--|--|
| 取組事項 | 取組の方針と具体的事項 |
| 質の高い行政サービスの提供 | <p>【取組の方針】 選択と集中により質の高い行政サービスの提供を目指します。</p> <p>【具体的事項】 ■マイナンバーカードの活用による利便性の確保</p> |
| 公民連携手法等による公共サービスの提供 | <p>【取組の方針】 公民連携手法の考え方により、包括民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化等を活用することにより、多様化する市民のニーズに的確に対応し、限られた財源の中で効率的な行政運営を行います。行政の範囲や役割を見直し、行政サービスの水準を維持しながら民間活力を取り入れ、市の関与を適正なものとするとともに、民間運営に対する成果の検証を検討します。</p> <p>【具体的事項】 ■公共施設の民間利用促進</p> |
| 公共施設適正化の推進 | <p>【取組の方針】 地域生活圏ごとの地域特性、市域全体におけるサービスの均衡、将来的なコスト等に着目し、公共施設の優先度を明確にした上で、①公共施設に偏りがいないか、②同じ機能を持つ施設が近隣にないか、③民間に任せられないか、④利用ニーズは高いか、⑤規模は適正か、⑥老朽化や利便性は、⑦将来の利用需要は、などの視点により、施設の統廃合や有効活用などを検討し、市民意見の把握と十分な説明を行いながら適正配置を進めます。</p> <p>【具体的事項】 ■公共施設マネジメントの推進</p> |

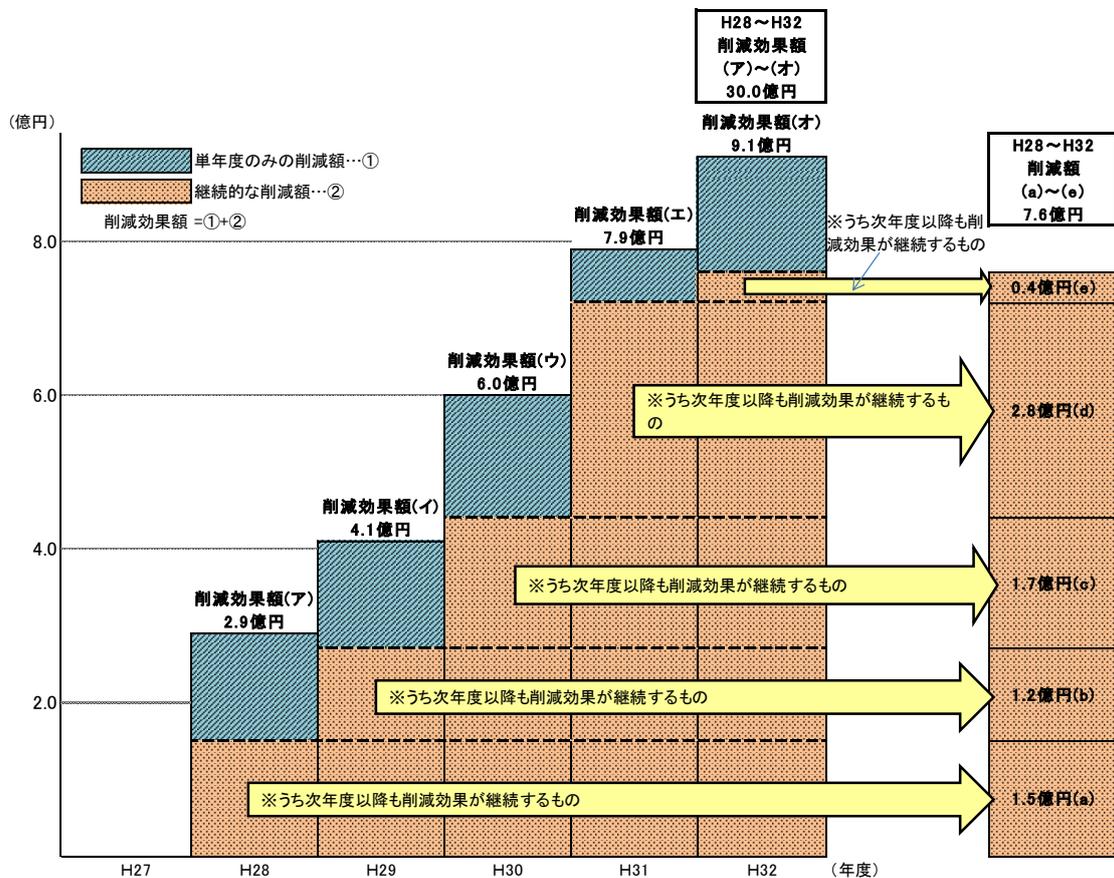
| 基本方針3 財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築) | |
|--|--|
| 取組事項 | 取組の方針と具体的事項 |
| 中長期見通しによる 財政マネジメントの 強化 | <p>【取組の方針】 早めに課題を認識し対応していくため、中長期の見込みを算出し、財政を総合的かつ計画的に管理していきます。</p> <p>【具体的事項】 ■中期財政見通しの策定・公表・活用 ■合併特例期間終了後の財政健全化の推進</p> |
| 歳出の節減 | <p>【取組の方針】 歳出の節減を図るため、行政評価システムを積極的に活用し、事業の見直しや選択を行うことで公営企業・特別会計も含めた市全体の財政の健全性を維持します。</p> <p>【具体的事項】 ■行政評価システムを活用した事業の見直し</p> |
| 歳入の確保 | <p>【取組の方針】 市税等の徴収率の向上や利用者負担の原則による市民負担の見直しなどにより自主財源の確保に努めます。</p> <p>【具体的事項】 ■利用者負担の原則に基づく使用料等の適正化 ■ふるさと納税の推進 ■市有地等の財産売却の促進 ■市税等の収納率向上</p> |

| 基本方針4 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり) | |
|---|--|
| 取組事項 | 取組の方針と具体的事項 |
| 効率的で効果的な行政体制の確立 | <p>【取組の方針】 効率性が高く時代に即応した簡素で柔軟性のある組織・機構の整備を進めます。</p> <p>【具体的事項】 ■定員の適正化</p> |
| 広域連携による新たな取組の推進 | <p>【取組の方針】 広域的な自治体連携等の推進により、効率的・効果的な行政サービスを実施します。</p> <p>【具体的事項】 ■広域での職員研修実施</p> |
| 意識改革に重点をおいた人材育成の推進 | <p>【取組の方針】 積極果敢に挑戦し、総合的で広い視野を持った経営感覚に富んだ人材の育成を進め、職務能力の向上等に取り組みます。</p> <p>【具体的事項】 ■職員の市政運営に対する意識向上</p> |

【図表 17】 図表 16 における実質的な普通交付税縮小額の考え方



【図表 18】 削減額・削減効果額のイメージ図(実施計画の精査に合わせて修正)



ア 公共施設マネジメントの推進

- ・公共施設延床面積 5万㎡削減

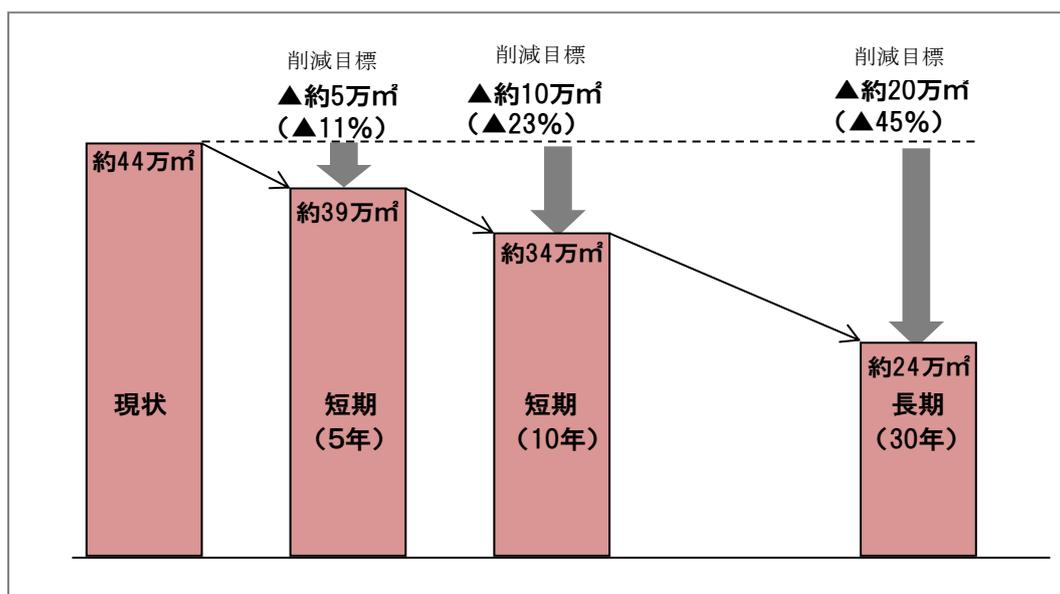
福知山市の公共施設マネジメントは、将来の人口や財政の枠内で持続可能な自治体経営を行うため中長期を見通し、公共施設の将来フレームを見定め、施設総量を削減していくものです。

この公共施設の将来フレームとは、中長期にわたる財政見通しから、今後30年間に於いて現在の施設床面積の40%の削減を図るものですが、これは公共施設サービスのあり方の見直しにより達成できるものであり、その効果は将来の施設更新費の削減だけにとどまらず、施設の運営手法の見直しやサービス提供のあり方の見直しをあわせて行うことによるサービスコスト（管理費・人件費）の削減にもつながるものです。

このためには、①ムダの解消、②施設重視から機能重視への転換、③市民協働による再配置、の3つの考え方を基本として、公共施設の現状を評価し、公共施設の再配置を推進しなければなりません。

このように、福知山市の公共施設マネジメントは、施設総量の削減を目標値として掲げ、公共施設の再配置を推進すると共に、公共施設サービス自体も見直し、現在及び将来の世代にとってより望ましい水準のサービス提供の実現を目指して実施します。

【図表 19】 公共施設延床面積の段階的な削減目標



イ 職員の適正配置

- ・一般職員数 15人削減

第5次行政改革において目標以上の削減を達成したところですが、経常経費の削減を目的に行う事務事業の見直しと組織機構の効率化を推進する中で、今後5年間で更に15人の削減と適正配置を目指します。ただし、消防職員・医療職は除きます。

【図表 20】 一般職員数の将来目標



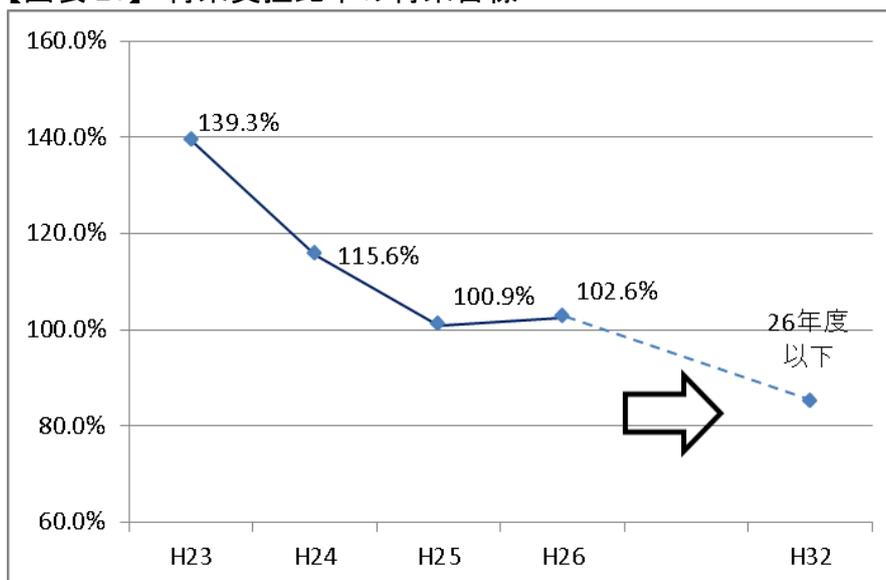
(2) 将来負担比率に関する数値目標

- ・平成32年度の指標 **平成26年度決算数値以下**

将来負担比率は、地方財政健全化法が定める指標の一つであり、市債のうち地方交付税で措置される分を除いた市の実質的な市債残高など、将来支払う可能性のある負担額を指標化したもので、この比率が高いほど将来の財政を圧迫する可能性が大きいことを示します。

今後の財政運営に当たり、5次行革から引き続き、有利な地方債の活用と適切な償還管理などにより、5年後の本指標を平成26年度数値102.6%以下となるよう目標設定を行います。

【図表 21】 将来負担比率の将来目標



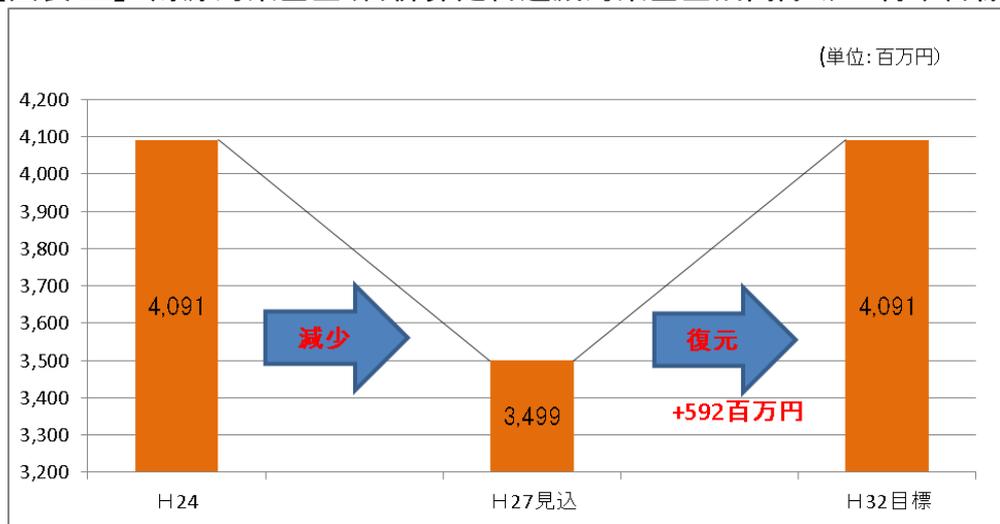
(3) 基金残高に関する数値目標

・財源対策基金の残高 平成24年度末残高(合併算定替逓減対策基金除く)

平成25、26年度の大規模水害においては、合わせて16億円を財政調整基金から繰り入れたところですが、これは平成24年度末において約40.9億円の財源対策基金(合併算定替逓減対策基金除く)を保有していたことにより可能であったといえます。

災害に強いまちづくりの一環として、2年連続の大規模水害前の平成24年度末程度の財源対策基金残高(合併算定替逓減対策基金除く)を目指します。

【図表 22】 財源対策基金(合併算定替逓減対策基金残高除く)の将来目標



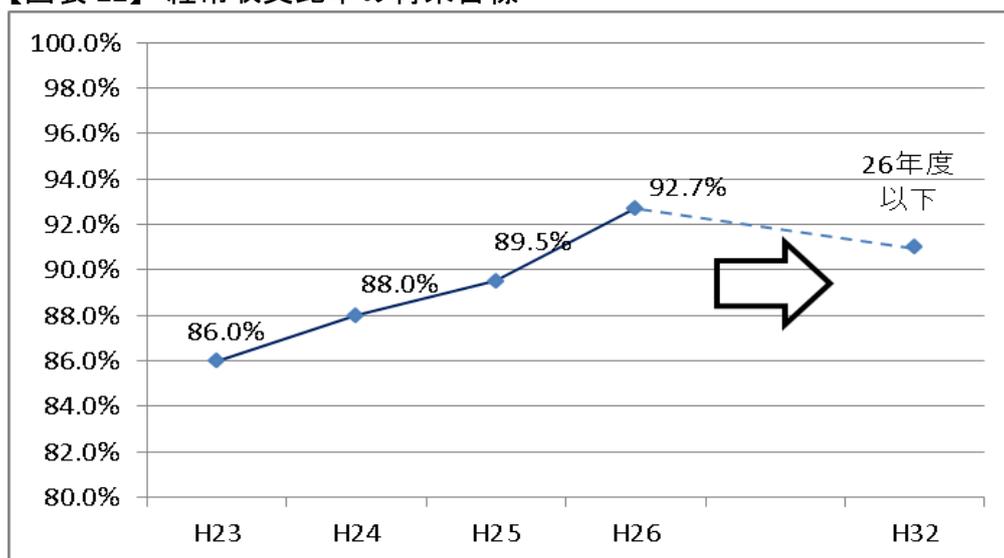
(4) 経常収支比率に関する数値目標

・平成32年度の指標 **平成26年度決算数値**以下

市税や普通交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない義務的経費(人件費、扶助費、公債費など)の割合であり、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示します。

合併算定替の特例期間終了後も、市長マニフェスト等の政策的事業を実現し、また「次世代へつなぐ」ための基金積立等の先行投資を行う財政的余力を残す数値として、5年後の本指標の目標数値は、平成26年度数値92.7%以下とします。

【図表 22】 経常収支比率の将来目標



4 実施計画の進捗管理

実施計画に定める項目のうち、削減額を設定している項目については計画に推進するとともに、削減目標の設定のない項目についても、毎年次の進捗管理を行うことで、行政改革全体の達成状況をわかりやすく示すよう努めます。

改革の
テーマ

改革の基本方針

取組事項

次世代へつなぐ新たな改革

実施計画

市民協働による改革
～協働による地域経営の推進～

役割分担に基づく市民協働の推進

透明性の高い市政の運営

市民とともに構築する防災対策の充実・強化

行政経営の改革
～時代のニーズに即応した行政経営の推進～

質の高い行政サービスの提供

公民連携手法等による公共サービスの提供

公共施設適正化の推進

財政経営の改革
～持続可能な財政基盤の構築～

中長期見通しによる財政マネジメントの強化

歳出の節減

歳入の確保

人材育成・組織改革
～課題への対応力を強化する体制づくり～

効率的で効果的な行政体制の確立

広域連携による新たな取組の推進

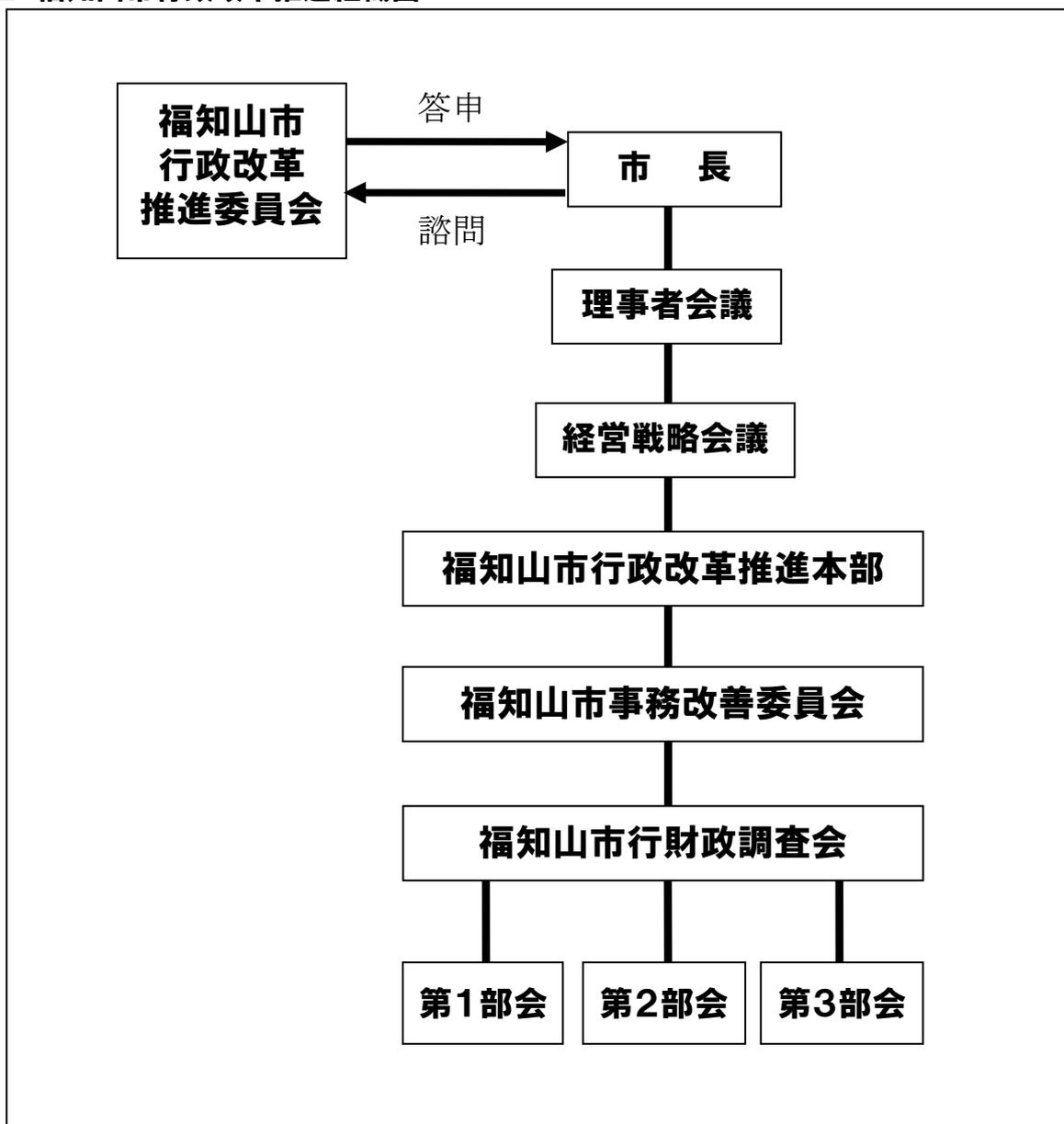
意識改革に重点をおいた人材育成の推進

第4 改革の推進体制

1 推進体制

改革の着実な実施のため、市長公室長を本部長とする「福知山市行政改革推進本部」を設置し、その下で、全職員が改革の意義を十分に認識し各部・課において主体的な取組を実行していきます。

2 福知山市行政改革推進組織図



3 市民とともに改革を進めるために

第6次行政改革の推進に当たっては、市民の理解を得ながら、市民とともに改革を進めていく必要があります。

そのため、広報の充実と工夫により毎年度の改革の進捗状況や成果を市民にしっかりと説明して情報共有を行い、相互理解を深めていくこととします。

第5 資料

福知山市行政改革推進委員会規則

昭和60年6月28日
規則第8号

改正 平成2年12月21日規則第26号 平成14年3月29日規則第33号
平成17年12月27日規則第45号 平成21年3月31日規則第34号
平成23年3月31日規則第34号 平成25年3月29日規則第56号

(目的)

第1条 この規則は、福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）第2条の規定に基づき、福知山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第26号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第33号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第45号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第34号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

福知山市行政改革推進本部設置要綱

昭和60年6月1日訓令甲第5号

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現をめざし、行政改革の推進を図るため、福知山市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、市長公室長、危機管理監、地域振興部長、総務部長、財務部長、福祉保健部長、健康推進室長、市民人権環境部長、環境政策室長、人権推進室長、農林商工部長、土木建設部長、会計室長、消防長、上下水道部長、教育部長、教育理事、議会事務局長、監査委員事務局長、市民病院事務部長をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長公室長とし、副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を統括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

第6次福知山市行政改革推進委員会
委員名簿（仮）

（敬称略）

| 役職 | 氏名 |
|------|-----------|
| 委員長 | 未定（委員互選） |
| 副委員長 | 未定（委員互選） |
| 委員 | 奥田 省三 |
| 〃 | 仁張 直敏 |
| 〃 | 加藤 好雄 |
| 〃 | 菊田 学美 |
| 〃 | 友次 秀正 |
| 〃 | 豊島 永子 |
| 〃 | 三ツ池 典文 |
| 〃 | 佐金 美弥子 |
| 〃 | 公募委員（選考中） |
| 〃 | 公募委員（選考中） |

第6次福知山市行政改革 実施項目（案）一覧

行政改革推進委員送付版
H27.8.12

この一覧は、行政改革大綱に基づき、策定する実施計画にあげる予定の実施項目です。

実施計画策定にあたっては、ここから、修正や追加を行うことも想定されるものであり、現在のところは大綱（案）の参考資料として取り扱うものです。

実施項目(案)一覧 総括表

(単位:千円)

| 基本方針 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|---------------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|------------|
| | | うち一般財源 | | うち一般財源 | |
| 基本方針1 市民協働による改革(協働による地域経営の推進) | 3,300 | 3,300 | 16,500 | 16,500 | - |
| 基本方針2 行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進) | 349,039 | 349,039 | 914,319 | 914,319 | 14,455,738 |
| 基本方針3 財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築) | 342,722 | 330,017 | 1,697,783 | 1,659,668 | 1,766,014 |
| 基本方針4 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり) | 131,385 | 131,385 | 391,569 | 391,569 | - |
| 合計 | 826,446 | 813,741 | 3,020,171 | 2,982,056 | 16,221,752 |

基本方針1 市民協働による改革(協働による地域経営の推進)

(単位:千円)

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 | |
|----|-------------------|-----------------------|----------------|--------|--|---|---|--|---|--------|---|-------|---|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | | |
| 1 | 1 役割分担に基づく市民協働の推進 | 市民参加型まちづくり推進事業 | 市長公室 | 企画課 | 役割分担に基づく市民協働の推進について、平成25年9月の市民協働推進会議による提言の中で示された、市民協働によるまちづくりを進めるための考え方やルールを定める「(仮称)自治基本条例」の制定と、「地域協議会」による住民が主体となるまちづくりの新たな仕組みの実現に向け、広く市民の皆様への周知を進めながら、庁内の策定委員会で条例素案の検討を進めている。 | 制定された自治基本条例と、市民協働の理念及び地域協議会制度の周知・浸透により、市民・企業・NPO・行政等がそれぞれの責任と役割を認識し、自助・共助・公助が適切・効果的に機能する新たなまちづくりを進める。 また、自治基本条例と他の各種条例との整合について見直しと改正を行う。 | 自治基本条例の理念の周知・浸透と、市内全域における地域協議会の設置による、住民主体の仕組みの確立 (地域協議会設置数:9地域) | - | - | - | - | - | |
| 2 | | 住民自治の新しいしくみ(三和地域協議会) | 地域振興部 | 三和支所 | 市民サービス向上のため、行政のみで行っている事業の中には、住民自らが考え、実施したほうがより効率的なものもある。そこで三和地域のことを地域で決める「拠点」を整備確立するとともに、地域課題解決に向けた地域住民自らの行政への提案と魅力あるまちづくりのための実行力が不可欠である。そのためには、住民の理解と協力をどう得るかがカギとなる。 | 三和地域協議会の組織の確立と具体的なみわまちづくり計画の策定、三和地域の諸課題の解決 | 三和地域の諸課題の解決と住民で行った方が効率的な施策の実施 協議会からの諸課題の解決に向けた提案数 10件 行政から受任した業務の継続数 5業務 事務委任による職員数の削減 2名 | - | - | - | - | - | |
| 3 | | 住民自治の新しいしくみ(夜久野地域協議会) | 地域振興部 | 夜久野支所 | 市民サービス向上のため、行政のみで行っている事業の中には、住民自らが考え、実施したほうがより効率的なものもある。そこで夜久野地域のことを地域で決める「拠点」を整備確立するとともに、地域課題解決に向けた地域住民自らの行政への提案と魅力あるまちづくりのための実行力が不可欠である。そのためには、住民の理解と協力をどう得るかがカギとなる。 | 夜久野地域協議会の組織の確立と具体的な夜久野まちづくり計画の策定、夜久野地域の諸課題の解決 | 夜久野地域の諸課題の解決と住民で行った方が効率的な施策の実施 協議会からの諸課題の解決に向けた提案数 8件 行政からの受任した業務数 3業務 事務委任による職員数の削減 2名 | - | - | - | - | - | |
| 4 | | 住民自治の新しいしくみ(大江地域協議会) | 地域振興部 | 大江支所 | 市民サービス向上のため、行政のみで行っている事業の中には、住民自らが考え、実施したほうがより効率的なものもある。そこで大江地域のことを地域で決める「拠点」を整備確立するとともに、地域課題解決に向けた地域住民自らの行政への提案と魅力あるまちづくりのための実行力が不可欠である。そのためには、住民の理解と協力をどう得るかがカギとなる。 | 平成27年度 福知山市地域計画策定支援事業の実施、年度内に大江地域地域計画「(仮称)元気が出る子育てに優しいまちづくりビジョン」(案)を策定し「(仮称)大江まちづくり協議会」を組織する。 平成28年度より、組織の確立と大江地域の諸課題の解決に向けた取り組みを行う。 | 大江地域の諸課題の解決と住民で行った方が効率的な施策の実施 協議会からの諸課題の解決に向けた提案数 10件 協議会に委任した業務の継続数 3業務 事務委任による職員数の削減 2名 | - | - | - | - | - | |
| 5 | | 健康増進計画推進事業 | 福祉保健部 | 健康推進室 | 急速なライフスタイルの変化に伴う生活習慣病や、要介護者の増加等が現代の社会問題となっている中で、誰もが健康でいきいきと生活し、健康寿命(平均寿命から要介護状態になった期間を差し引いた寿命)を延ばすことが重要課題となっている。 こうした状況の中、平成23年に福知山市健康増進計画を策定し、市民協働による健康増進団体を中心となり、健康への意識を気軽に認識してもらえるような各種の推進事業を展開している。親しみのあるゆるキャラの製作や本市オリジナルの音楽、体操などを考案し、少しずつではあるが、市民に対し健康増進に対する認識が増してきている段階である。 | 市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことにより、すべての市民がいきいきと生活できるまちづくりを福知山市健康増進計画の基本理念と定め、市民自らが健康について考え、正しい知識をもって生活習慣を改善していけるよう、市民・地域・関係団体及び行政が、それぞれの役割を理解し、相互に連携をとりながら健康づくりを推進していける体制づくりを目指す。 | 主な評価指標 ・栄養、食生活→朝食を毎日食べる人の割合 95%以上 ・身体活動、運動→日常生活で一日の歩数が10,000歩以上の人の割合 25%以上 ・こころの健康→ストレスを強く感じる人の割合 45%以下 ・たばこを吸っている人の割合 5%以下 など | - | - | - | - | - | |
| 6 | | 市街化調整区域における地区計画の策定 | 土木建設部 | 都市計画課 | 市街化調整区域における人口減による地域コミュニティの低下が進んでいる中、人口回帰の施策として地区計画の策定により建築物の立地基準の緩和を進めている。 策定に係る地域への勉強会等開催をしているが、地域の理解を得ることに時間を要する。 | 市街化調整区域において地区計画の策定を行い立地基準の緩和を行うことにより、人口回帰による地域コミュニティの維持及び活性化を図る。 現在は、中核集落をメインとした地元勉強会を行っているが、今後は一般集落を対象にした指定も検討していく。 | 地元勉強会を積極的に実施し、中核集落における地区計画の策定数を増加させる。 地区計画指定数 5地区(累計) | - | - | - | - | - | |
| 7 | | 子ども安全対策事業 | 教育委員会 | 学校教育課 | 子どもの安全対策強化にむけ、各地域の活動の情報交換や不審者情報の共有、関係機関との研修会の実施などを通じ体制強化を進めている。 小学校区ごとでボランティアの見守り隊が組織されているが、一部ボランティアはあるものの組織としての設置がない。 | 安心安全メールの配信や防犯ブザーの配布。 家庭や地域、関係団体、ボランティア団体等との連携強化により安全確保できる体制づくりを進める。 民生児童委員や育児中の保護者等に配布の子育て情報誌や地域の見守り隊や教職員が参加する、子ども安全対策連絡協議会総会やセミナーで配布する資料で安心安全メールのアドレスの周知 | 安心安全メール登録者数 3,100件 | - | - | - | - | - | |
| 8 | | 2 透明性の高い市政の運営 | 市民に開かれた議会運営の推進 | 市議会事務局 | 市議会事務局 | 市民主体の地方自治の実現に向け、平成25年4月に「議会基本条例」を制定し、その具現化に向けた議会改革を進めている。 特に、市民が従来以上に身近に感じられる議会運営を図るため、情報公開、住民参加、議員間自由討議を原則として、より活発な議会活動を行う。 「市民に開かれた議会」の実現に向け、今後も、更なる議会改革を推進していく必要がある。 | 市民の議会に対する理解・関心度を高めるため、「議会だより」の掲載内容の見直し、ホームページのリニューアル、本会議・委員会等のライブ中継や録画配信の周知に努める。 また、平成23年度から継続的に実施している議会報告会において、引き続き、積極的な市民参加を呼びかけるとともに、議会と市民の交流により、議会に対する理解が深まる内容を検討し、より市民に身近な運営を行う。 さらに、市民が参画しやすい議会運営と、より内容の充実した調査・研究活動を行うため、審議に関連する地域や現場に向いて委員会を開催する「出張委員会」の開催を検討する。 | 市議会ホームページのアクセス数 44,000件/年 議会報告会の参加者数 100人/年 委員会傍聴者数 160人/年 | - | - | - | - | - |
| 9 | | SNS「LINE」による広報 | 市長公室 | 秘書課 | 若い世代など幅広い世代への新たな広報手段として、平成26年4月より本格導入。観光・イベント情報等、さまざまな市政情報を発信・提供している。今後においても、SNS「LINE」を身近で有効な広報手段として捉え、さらに多くの方に市政情報を届け、透明性の高い市政運営を図ることが必要であると考えている。 | 更なる登録者数の増加に向けて、福知山マラソンやスイーツフェスティバル等の市内外から多くの参加者が見込まれるイベント等でチラシ「LINE」のQRコードを記載したもの)を配布する等して、福知山市を広くPRしていく。また、市民交流プラザふくちやま(ロビーや中央図書館内)に福知山市のアカウントを登録できるQRコードが印刷されている小さなノボリを設置することで、幅広い世代にPRし、新規登録者の増加を図る。 | 登録者数を各年度で1,000人～1,500人の増加を図る。 【27年度】4,500人【28年度】6,000人【29年度】7,000人【30年度】8,000人【31年度】9,000人【32年度】10,000人 | - | - | - | - | - | |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|------------------------|--|-------|---|---|--|---|--------|-------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 10 | 2 透明性の高い市政の運営 | オープンデータ推進事業 | 総務部 | 情報推進課 | 国のIT戦略本部では、行政機関が保有する公共データを広く活用することは、国民生活の向上、企業活動の活性化等を促し、社会経済全体の発展に大きく寄与するものと位置づけているが、現時点で本市は二次利用を目的とした身近な公共サービスに利用できるデータ公開は行っていない。 | 新たなビジネスや身近な公共サービスへの利用が期待されるデータや行政の透明性・信頼性の向上のため重要と考えられるデータについて、二次利用可能なデータ形式で公開していく。 また、公共データの活用ニーズを把握し、新たなサービス・ビジネスの創出等の成果を実現していくため、情報の紹介を行うとともに、公開データの利用ルール、データ形式等について、利用者のニーズ(要望)・意見を把握し、それを取組に反映させる仕組みを構築する。 | オープンデータを活用したアプリ作成数 | - | - | - | - | - |
| 11 | | 予算編成の透明化の推進 | 財務部 | 財政課 | 予算編成の進捗(査定)状況の公表は、第5次福知山市行政改革の実施項目に掲げていたが、公表内容や手法の検討にとどまり、実現に至らなかった。 このため、とりわけ当初予算の編成経過を市民と共有できる機会を確保するため、第6次行政改革においても、実施項目として検討する。 | 当初予算編成の進捗(査定)状況を公表する。 | 包括予算、経常予算、政策予算の編成区分ごとに、一般会計を中心に、要望額と査定案の公表を実施する。 当初要望時点(10月)および査定作業の中途(12月を目途)にそれぞれ公表する。 | - | - | - | - | - |
| 12 | | 新地方公会計の活用 | 財務部 | 財政課 | 平成28年度決算から、総務省が示す統一的な公会計基準に基づき財務諸表を作成・公表する要請されている。 この財務諸表を、市民に公表するとともに、既存事業の評価ツールとして活用できる可能性がある。 | 「今後の地方公会計の整備の推進について」(平成26年5月23日総務大臣通知)等を受け、新しく総務省から示された統一的な基準により①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書 の作成・公表を行う。 | ①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書 の作成・公表を行う。 | - | - | - | - | - |
| 13 | | (仮称)福知山公立大学(成美大学)との連携及び図書館データのオープンデータ化 | 教育委員会 | 図書館 | (仮称)福知山公立大学(成美大学)メディアセンターと福知山市立図書館が、新たな図書館サービスの連携を図り、利用者サービスの向上を進める。 (1)福知山市立図書館と成美大学の図書館システムが違い、現状では連携した貸出・返却ができない。 (2)福知山市立図書館と成美大学が連携した地域の教育力の向上に向けた図書館サービス(生涯教育事業)が行えていない。 (3)福知山市史や両丹新聞、歴史、観光などの地域資料が、オープンデータ化できていない。 | (1)福知山市立図書館所蔵の図書の返却について(仮称)福知山公立大学(成美大学)と連携 (2)地域の教育力の向上に向けた(仮称)福知山公立大学(成美大学)との図書館サービス(生涯教育事業)の連携 (3)福知山市史、両丹新聞、歴史、観光などの地域資料のオープンデータ化の連携 | 平成28年度から、図書の返却の連携 平成29年度から、図書館サービス(生涯教育事業)の連携 平成30年度から、地域資料のオープンデータ化の連携 | - | - | - | - | - |
| 14 | 3 市民とともに構築する防災対策の充実・強化 | 自主防災組織の育成と連携体制の確立 | 総務部 | 危機管理室 | 自助、共助を基本とした地域防災力を担う自主防災組織は、年々その組織化が進んでいるが、組織率は72%である。市民とともにつくる災害に強いまちづくりを進めるため、更なる組織化の推進と活動の強化に取り組む必要がある。 | 地域防災力の要である自主防災組織について、補助制度に基づく支援や消防と連携した指導・啓発により、更なる育成強化を図る。 また、自主防災組織同士の連携による組織力、活動力強化のため、自主防災組織連絡協議会の設置をめざす。 | 自主防災組織設置率 100% | - | - | - | - | - |
| 15 | | 自主防災組織地域防災マップの作成 | 総務部 | 危機管理室 | 現在、市では洪水、土砂災害、地震のハザードマップを作成し、全戸に配付しているが、地域ごとに異なる災害リスクを各地域内で共有し、避難経路や避難のタイミング等、自主防災組織、自治会等の単位でマップ情報としてまとめ、災害時の対応に活かしていく必要がある。 | 共助の要である自主防災組織が地域の特性を踏まえたオリジナル防災マップを作成し、マップ作成の過程で検討される内容や成果品としてのマップを全戸配付し、防災活動に生かすことで地域住民が安心して暮らせるまちを実現する。 | 自主防災組織地域防災マップ作成率 | - | - | - | - | - |
| 16 | | 災害時要配慮者登録者数の増加 | 福祉保健部 | 地域福祉課 | 要配慮者の情報を地域で共有することにより、地域における日ごろの見守りや災害時避難支援活動への支援と要配慮者の安全・安心な生活を確保するとともに、自助・共助による地域づくり・まちづくりの推進を図るため、平成25年度に当初の計画を見直したが、災害時要配慮者名簿登録者数が横ばいの状況となっている。 登録者数:1,188人 | 広報等を通して制度を広く浸透させ、名簿への登録を勧奨することで、地域における日ごろの見守りや災害時避難支援活動への支援と要配慮者の安全・安心な生活を確保するとともに、自助・共助による地域づくり・まちづくりの推進を図る。 | 制度を広く浸透させ、災害時要配慮者登録名簿数の増加を図り、地域での自助・共助の仕組みづくりにつなげる。 登録者数:5,500人 | - | - | - | - | - |
| 17 | | 市営林管理 | 農林商工部 | 林業振興課 | 現在、市営林(市有林・市行林)は、直営(入札等)で管理しているが、国の補助制度の活用が難しく市単費での管理となっている現状である。(木材を搬出時の売り払い収入はあり得るが、搬出経費との相殺でそれほどの利益はうまない現状) また、平成26年8月豪雨でも課題となった林地の保水力を高めるには、市営林のみならずその周辺一体の森林整備が重要であり、本市の目指す災害に強い森づくりを目指すためには、周囲とともに市営林の整備を行うことが必要である。 市有林 30地区 市行林 39地区 計69地区 | 市営林を林業事業体等に長期に委託し、市営林周辺の民有林を取り込んだ形での森林経営計画策定を誘導し、森林整備の促進を図り、災害に強い森づくりへと導く。 | 市営林5地区(1地区/年×5年)について長期委託契約又は森林経営信託契約を林業事業体と締結し、周辺を含む区域での森林経営計画を立て、森林整備(間伐等)を実施する。 | 3,300 | 3,300 | 16,500 | 16,500 | - |
| 18 | 消防団員の確保 | 消防本部 | 総務課 | 少子高齢化の進行や社会環境の変化に伴い、地域の消防・防災活動を担う消防団員の確保が困難となっている。 ■条約定数2,160名 ■平成27年度現在実員数 1,932名 (H17年度合併時2,063名) ■条約定数充足率 89% (// 96%) ⇒ 約7%減少 | 以下の主な取組みにより消防団員数を確保し、地域防災力の維持強化を図る ■平成23年度に導入した消防団OB等を活用した「機能別消防団員」制度の推進 ■女性消防団員の入団促進 ■消防団協力事業所表示制度を活用した消防団員の活動環境の整備 ■幼少年期からの防災教育による消防団活動への理解促進 ■消防団活性化計画に基づく魅力ある消防団活動の推進 | 平成32年度の消防団員条約定数充足率 93% (実員数2,012名 / 80名の増員) | - | - | - | - | - | |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----------|------------------------|-----------------------|-------|----------|--|---|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | うち一般財源 | うち一般財源 | うち一般財源 | |
| 19 | 3 市民とともに構築する防災対策の充実・強化 | 自主防災組織育成事業 | 消防本部 | 予防課 | 自分たちの地域は自分で守るという自助、共助の精神に基づく地域防災において、自主防災組織の活動は極めて重要な役割を担っている。 本市自主防災リーダー養成講座受講者数は、平成26年度末で1,776人(初級受講者数)、また、自主防災組織の結成数は、平成26年度末で234自治会(71.6%)となっており、計画的に受講並びに結成を促進し、地域防災力の更なる育成強化を図る必要がある。 | 大きな災害では、住民各自がばらばらに行動しても効果は低く、かえって混乱を招く恐れがある。隣近所の防災力を最大限に発揮するためには、地域住民が相互に「自分たちのまちは自分たてで守る」という共通認識を持ち互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む自主防災組織が必要となる。そこで、市民に防災に関する知識や情報を積極的に提供し、行政と一体となって自主防災組織の育成や活動の活性化を図る。 | 自主防災リーダー養成講座を定期的に行い、自主防災リーダーを養成するとともに、自主防災組織の結成の向上を図る。 自主防災リーダー養成講座実施回数 10回 自主防災リーダー500人養成 | - | - | - | - | - |
| 20 | | 住宅用火災警報器設置率向上に向けた取組事業 | 消防本部 | 予防課 | 住宅火災による死者を減らすため、平成16年6月2日に消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。住宅火災の被害を軽減するためには早期設置が必要であるが、現在市内における平成26年現在の設置率は85%である。そこで、平成27年3月から消防団と連携し、防火訪問もよる設置状況の調査及び設置の啓発を実施している。 | 建物火災による死者の約90%が住宅火災によるものであり、さらにその60%以上が65歳以上の高齢者で、その要因の60%以上が「逃げ遅れ」となっている。高齢化が進む中、火災を早期に見出し、避難するためには住宅用火災警報器の設置率の向上を含めた住宅防火対策の推進が重要である。今後高齢者が増加する中で「防火訪問」、「安心安全講座」などを積極的に行うとともに、更に設置の啓発を推し進め設置率の向上を目指す。 | 住宅用火災警報器の設置率(設置世帯数/全世帯数×100)を平成32年までに95%以上とする。 | - | - | - | - | - |
| 21 | | めざせ!「救命の絆」世界一のまち 事業 | 消防本部 | 消防署警防課 | 心臓が止まると、脳細胞は約4分程度で死滅してしまいます。しかし、救急車が到着するまでの平均時間は約8分であり、この間に何もなければ、その命は失われてしまいます。ところが、すべての人が心肺蘇生法を出来るというわけではなく、実際の福知山市での市民による心肺蘇生法の実施率については40%程度に留まっており、応急手当にも差があるのが現状です。 | 万が一市内のどこで倒れても、救急隊が到着するまでの間、近くに居合わせた市民により応急手当が施され「救えるはずの命」を救うための環境を整える。 ①市民応急手当普及員の養成 ②市民応急手当普及員による市民救命士の育成 ③救急安心ステーションの設置 ④ファーストレスポnderの養成 | 市民救命士の年間養成数 3,000名 (市民救命士の現況数 約16,000名 ⇒ 5年間で15,000名の追加養成) | - | - | - | - | - |
| 22 | | 学校危機管理の充実 | 教育委員会 | 学校教育課 | 各幼稚園・小中学校では災害発生時の安全確保方策等に関する「学校防災マニュアル」及び施設設備の安全管理等に関する「学校安全計画」、事件・事故発生時に関する「学校危機管理マニュアル」を作成。また、学校環境の安心安全の為毎年教職員対象の普通救命講習を実施している。 | 毎年度各マニュアル・計画の見直しを行い、実態に即した適切な防災・危機管理体制の確立を図る。 普通救命講習を教職員だけではなく、H27年度より児童生徒(小学校5.6年生、中学生)にも広げて救命に対する意識や危機意識の向上を図る。 | 福知山市立小中学校全体(小学校22校、中学校9校)で児童・生徒が普通救命講習を受講する。 | - | - | - | - | - |
| 23 | | 家庭用雨水貯留槽設置促進事業 | 上下水道部 | お客様サービス課 | 雨水貯留槽設置事業については、ゲリラ豪雨や集中豪雨による雨水の流出抑制及び雨水の有効利用を目的として平成23年度から事業開始した。平成26年度末現在、計37基に対し補助金を交付し(平成23年度:14基、平成24年度:4基、平成25年度:6基、平成26年度:13基)、容量合計は8,705リットルとなっている。 | 本事業は、「由良川地域における総合的な治水対策」にもソフト事業として盛り込まれており、市民総ぐるみで取組を進め、内水氾濫による被害の軽減に資する。 | 事業制度について広く市民にPRし、計375基の設置を目指す。 | - | - | - | - | - |
| 基本方針1 小計 | | | | | | | | 3,300 | 3,300 | 16,500 | 16,500 | - |

基本方針2 行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進)

(単位:千円)

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|-----------------------|--|-------|----------|--|---|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 24 | | マイナンバーカードの活用による利便性の確保 | 市長公室 | 企画課 | 平成28年1月からマイナンバー利用が開始となる。マイナンバーカードには、市町村独自の機能を持たせることが可能となっている。 | マイナンバーカードに福知山市独自の機能を持たせるための検討を行う。 | 平成32年度に1件機能付与 | - | - | - | - | - |
| 25 | | コンプライアンス(法令遵守)の徹底 情報セキュリティマネジメントの推進 | 総務部 | 情報推進課 | 平成20年度に策定した「法令順守の推進等に関する条例」や「コンプライアンス行動指針」に基づき、全職員にコンプライアンスの徹底を図っているが、不適切な事務処理や、不祥事の根絶には至っていない。またマイナンバー制度導入など、より情報の利活用が広範囲な分野にわたることから、情報セキュリティを包括的に取り組む必要がある。 | 不正と誤謬を防止するための内部統制を強化するとともに、全職員へのコンプライアンス教育の再徹底、公益目的通報制度の強化などにより市民の信頼獲得に全力を挙げる。 併せて、情報セキュリティ対策について、物理的セキュリティの継続的な維持、人的セキュリティ意識の向上、情報セキュリティ部監査の実施。(内部監査と外部監査を実施) | | - | - | - | - | - |
| 26 | 1 質の高い行政サービスの提供 | 電子入札の推進 | 財務部 | 契約監理課 | 競争性・透明性を高め、公平で公正な入札を行うための「電子入札」については、現在のところ建設工事は予定価格250万円以上の案件を、測量・コンサル業務は全件を対象としているが、建設工事における電子入札の全件実施に至っていない。 また、小規模な業者や年間の発注件数が少ない業種の業者は、登録費用をかけるメリットがなく、電子入札システムへの移行ができていない。 なお、第5次福知山市行政改革で目標としていた「京都府電子入札システムへの移行」については、平成24年度において実施済みである。 | 1 建設工事は全件を電子入札により執行し、更に競争性・透明性・公平性・公正性を高める。 (1) 指名業者数を増加させることができ、競争性の向上が図れる。 (2) 入札参加者が一堂に会することがないため、談合防止が図られ、透明性が向上する。 (3) 入札会場に遠方から出向くことがなくなり、利便性が向上し、公平性が確保される。 | 早期に建設工事も全件電子入札による執行とする。 | 165 | 165 | 743 | 743 | - |
| 27 | | 駅周辺公共施設一括管理事業 | 土木建設部 | 都市整備課 | 現在、福知山駅前広場及び福知山市自転車等駐車場については、平成22年度より指定管理者により管理運営を行っている。また、各施設にかかる機器管理システム、保守管理業務(以下、管理システム等という。)については、導入したメーカーを扱う事業者と管理システム等の賃貸借契約を締結している。現在、各施設の故障・トラブルの際には、市を通じての対応を余儀なくされており、案件によっては職員が現場に出向き確認する必要がある。 これらの事務の煩雑さを解消するため、平成29年度からは、管理システム等の更新を含めた新指定管理者の募集を行うことにより、安定したサービスが提供できる。 また指定管理者が、管理システム等の賃貸借を行うことで、トラブル等にも速やかに対応でき、業務の円滑化が図れる。 | 平成28年度の指定管理者募集(平成29年度から平成33年度の5年間)の際には、指定管理者が管理システム機器等の賃貸借料を含めた一体管理を行えるよう、指定管理者募集要綱を整理する。 このことにより、利用者へのサービスの向上とコスト削減になり、また市の事務等の軽減が図れる。 | 削減効果額 120,000円/年 平成27年度 指定管理者募集準備 各施設(駅北口、駅南口駐車場 駅東、 駅西駐輪場)リース事業者との調整 平成28年度 指定管理者募集 平成29年度以降 指定管理者管理運営開始 | 120 | 120 | 480 | 480 | - |
| 28 | | 口座振替の推進及びクレジットカード決済の導入 | 上下水道部 | お客様サービス課 | 納付書払いは印刷費や郵送料、更にはコンビニ等の収納手数料もかかるため、口座振替に比べて経費が数倍かかっている上、収納率も低い。また、市内金融機関に口座を持たれていないお客様については、納付書払いにされることが多いため、確実に納付いただける納付方法の一つとしてクレジットカード決済導入を進める。 | 手数料が低く収納率が高い口座振替の推進を強化する。 平成29年度をめぐり、クレジットカードによる継続払い(毎月支払い契約)の導入により、お客様の支払い方法の多様化を図る。 | 口座振替の推進 全需要家の85% クレジットカード決済の導入 平成29年度 | 799 | 799 | 2,395 | 2,395 | - |
| 29 | | 各種団体への補助金等の関与の見直し | 市長公室 | 企画課 | 第5次行政改革においても取組項目として計上しており、その中で実態把握を進めるとともに事業ごとの交付要綱の策定を推進するなど、補助事業内容の明確化の取組を進めてきた。 しかしながら、個別の事業検証を行うには至っておらず、基本方針の策定及びそれに基づく事業検証を行い、その時代に即した支援を行えるようにする必要がある。 | 団体への関与のあり方を定めた基本方針の策定。 基本方針に基づく補助事業の交付期間の設定及び再検証、定期検証。 | 5年間で24,000千円の補助金額の削減。 | 24,000 | 24,000 | 48,000 | 48,000 | - |
| 30 | 2 公民連携手法等による公共サービスの提供 | 文化振興施設の機能統合及び指定管理制度の導入 | 地域振興部 | まちづくり推進課 | 新町文化センターは指定管理者(市文化協会)により、市文化協会事務局が設置され、文化振興の情報集約、文化活動の場として活用されている。しかしながら、施設・建物の老朽化は進み、維持管理、安全確保の面でも長期的な利用は困難であり代替施設の確保が急務である。 一方、厚生会館は本市唯一の大規模多目的ホールを有し、市民文化の振興、文化活動の拠点施設として長らく市民に便益を供用しているが、老朽化した施設・設備も多く、現代の社会情勢に適應する機能は不十分である。また市直営施設として施設管理を主な目的として運営を図っているが、自主的な各種講演、興行等ソフト事業の充実も要望が多い。 | 新町文化センターは老朽化が著しく、且つ京都銀行からの借用物(1,620千円/年)であるため新たな改修は行わず、平成29年度末(平成30年3月)をもって廃止を検討する。 厚生会館は平成30年3月竣工を目指して改修計画を進めている。改修後の施設管理・運営に関しては引続き文化振興の拠点とし活用し、民間事業者の経営力・ノウハウを活かした文化・芸術振興効果を発現できる指定管理者制度の導入を検討する。 | 新町文化センター管理・運営費 5,418千円/年 厚生会館人件費削減 7,500千円/年 厚生会館管理運営事業 17,464千円 30,382千円(上記経費の和)—24,964千円(想定される指定管理料)=5,418千円 | 5,418 | 5,418 | 16,254 | 16,254 | - |
| 31 | | 三和町農業振興センターの有効活用 | 地域振興部 | 三和支所 | 従前から利用している商工会三和支所とシルバー人材センター三和連絡所に加え、平成27年4月から新たに一室を三和地域協議会が事務室として利用され始めた。さらに今後の利用として、平成28年1月から地域包括支援事業が委託されることに伴う事務室と、社会福祉協議会三和支所事務所移転計画に伴う事務室が、当農業振興センターを利用する方向で進めている。 全体として利便性を向上させ、各団体や地域住民が利用しやすい施設として機能集約等を図っていく。 各種公共施設を集約することにより、余剰の施設の処分、有効活用を進める。 集約することにより、公共交通機関のハブ的な位置づけとなり、今後の三和地域の拠点として効率的にサービスを行う。 | (利用状況及び計画) ・土地利用調整室 → 包括支援事業受託者事務室(計画) ・図書室 → シルバー人材センター三和連絡所 ・農業振興企画室 → 三和地域協議会 ・健康管理指導室 → 商工会三和支所(計画、農業振興企画室から移動) ・集落営農推進室(2分割後の一方) → 社会福祉協議会三和支所(計画) ・同上 → 各団体等が使用可能な会議スペース ・農産加工研究室 → 調理実習の利用(東部保健福祉センターの事業機能の利用(計画)) ・農業教室 → 各団体等が使用可能な会議・講演スペース | 未利用スペースの解消。 平成27年度末までに条例の整備 平成28年度末までに100%有効利用。 | - | - | - | - | - |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|-----------------------|------------------------------------|-------|--------|---|---|--|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 32 | | 農匠の郷やくの指定管理等見直し事業 | 地域振興部 | 夜久野支所 | 「農匠の郷やくの」には11施設がありその管理内訳は、指定管理7施設、直営施設2施設、公設民営1施設、民間施設1施設となっている。その経営状況は施設により様々であるが、全体として利用者数は低減している。 指定管理施設は現在7施設を4指定管理者により運営している状況にあり、「農匠の郷やくの」としての統一的な運営が困難な状況にある。 | 平成28年度指定管理者更新にむけて1指定管理者による一体経営を検討する。 | ○施設利用者の増加 平成21年度～平成25年度のピーク時の利用者を目撃値とする。(異常値は除く) ほっこり館54,000人、夜久野荘3,500人、一畑庵800人、本陣15,600人、花あずき館3,000人、ペゴニア園5,400人 ※指定管理期間4年間で達成で100%とする。 ○1指定管理者による指定管理料の削減 200万円/年 | 2,000 | 2,000 | 10,000 | 10,000 | - |
| 33 | | 大江支所改修による未利用施設の活用 | 地域振興部 | 大江支所 | ○ 行政本位の利用や効率化の視点だけではなく、市民の視点にたち、組織の枠にとられない配置やレイアウトの工夫により、わかりやすさや利便性の向上を目指すとともに、スペースを有効に活用することで、市民の活動スペースの提供など市民に開かれた庁舎を実現する必要がある。 ○ 支所等の公共施設は、市町合併後、市民生活に急激な変化がないよう、地域の特性やバランスを考慮して配置してきたが、支所機能の本庁への集約化が進んでいる。このため、各支所庁舎については、事務や会議、議場などの余剰スペースがある。 ○ 今後、大規模災害に対する危機管理拠点としての整備のほか、地域の拠点としての再整備を進める。 また、余剰スペースを民間企業へ貸付けすることなどにより、施設機能の補完や収益の向上に努める。 ○大江支所庁舎改修工事を平成27年度中に行い、随時工事完了に伴い支所1階の一部事務機能を2階に移設する。移設後の空スペースに大江子育て支援センター(げん鬼保育園分室)が入居する計画である。 | 平成27年度、設計業務及び契約事務期間中において、工事施工箇所にある書類や備品の移設について、関係課との調整を図り、工事に支障が発生しないように事前に共通理解を図る。 | 未利用財産の解消。 ・平成28年度中に未利用8部屋の解消 | - | - | - | - | - |
| 34 | 2 公民連携手法等による公共サービスの提供 | 「e-ふくちやま」事業の民営化 | 総務部 | 情報推進課 | テレビ難視聴対策や高速インターネットが利用できない地域の解消、携帯電話不感地域の解消をめざし、「e-ふくちやま」事業を実施してきましたが、事業開始当初参入を予定していなかった民間事業者の参入による利用者の減少や急速に変化している情報通信技術への対応、今後必要になる機器設備等の更新や合併特例債の償還など、今後はこれまで以上に巨額の財政負担が必要になることから、平成26年度において今後の事業のあり方について見直しを検討してきました。その結果、将来的にも顧客ニーズにあった持続可能で安定したサービス提供を行うことができる民間事業者による事業運営が今後の望ましい事業運営方法であるとして、本事業を民間事業者に委ねる市方針を盛り込んだ「e-ふくちやま事業再整理基本計画」を策定しました。 | 平成27年度に公募型プロポーザルにより事業の受け皿となる民間事業者を選定し、平成30年度を最終目標に、民間事業者によるサービス提供に移行する。 民営化により難視聴対策や非ブロードバンド地域の解消等の地域情報化施策について、行政関与の妥当性や受益者負担のあり方の適正化を図るものとする。 | 民間事業者による持続可能で顧客ニーズに合った情報通信環境を構築し、「e-ふくちやま」事業の利用者を民間事業者によるサービスに完全移行する。(移行率100%) | 178,000 | 178,000 | 426,000 | 426,000 | - |
| 35 | | 夜久野町ふれあいの里福祉センターの民間移譲 | 福祉保健部 | 地域福祉課 | 施設を指定管理者に委託することにより、施設の有効利用及び活用を図り、施設修繕等を行っているが、公共マネジメント方針により、夜久野町ふれあいの里福祉センターについては、民間への移譲が決定している。 指定管理期間：平成27年4月1～平成30年3月31日 | 指定管理期間の終了までに民間への移譲を行い、有効活用を図る。 | 3年以内(平成29年度中)の移譲 △9,764千円(見込み) | 9,764 | 9,764 | 29,292 | 29,292 | - |
| 36 | | 公立保育園の民営化推進 | 福祉保健部 | 子育て支援課 | 将来にわたって持続可能な行財政運営を行うため「第4次福知山市行政改革大綱」を策定し、積極的な民間委託等の推進を主眼においた事業実施に努めるとし、旧3町公立保育園の統合、旧市公立保育園の民営化を進めることとした。 こうした状況の中、本市の保育サービスの拡充や施設の適正規模・配置、運営などについて、公・民の特質を活かし乳幼児期における子育て支援の一層の充実を図るため、「福知山市立保育園整備計画」を策定した。 この計画に基づき、計画策定時16園だったものが、川合を三和に、中夜久野を下夜久野に、河守・河守上・有路・河東園をげん鬼に統合、上川口を公設民営、また修斉を民営としたことで、公立保育園は現在9園となっている。 計画では、さらに今後菟原を三和に、上夜久野を下夜久野に統合し、下六人部については民営化に取り組むとされている。 | 市街地に比較的近く、民間法人等の運営参入が見込まれる下六人部保育園を民営化し、老朽化した施設の整備費用や運営費について国庫及び府支出金の歳入を見込む。 これにより行財政のスリム化及び民間事業者の運営ノウハウ活用を図る。 | 平成31年度に下六人部保育園の民営化を実施する。 | 83,546 | 83,546 | 167,092 | 167,092 | - |
| 37 | | 福知山市高齢者福祉センター及び三和町高齢者生活福祉センターの民間移譲 | 福祉保健部 | 高齢者福祉課 | 福知山市高齢者福祉センターは、平成16年、三和町高齢者生活福祉センターは平成3年開設で、在宅福祉の拠点として老人デイサービス、生活支援ハウスの管理運営を行っており、民間事業者のノウハウにより住民サービスの向上や経費削減を図る上で、指定管理者制度を導入している。 しかしながら、施設の老朽化が進み施設修繕等が必要となっており、日々恒常的に使用している附帯設備等の大規模改修等が今後予想されるものである。 ◇高齢者福祉センターH16建築 ※両施設とも耐用年数38年 ◇三和町高齢者生活福祉センターH3建築 | H27年度指定管理の基本協定満了となるため引き続き指定管理者制度を更新するが、公共施設マネジメントの基本計画の中で10年以内に民間移譲と予定しており、原則、現在の指定管理者を相手方として譲渡協議を行い民間移譲とする。 | H27年度基本協定更新後、5年以内に三和町高齢者生活福祉センターについては譲渡。 ①民間移譲 1件 ②削減効果 400千円 | 400 | 400 | 1,200 | 1,200 | - |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|-----------------------|---------------------------------|---------|--|--|--|--|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 38 | 2 公民連携手法等による公共サービスの提供 | 廃棄物処理施設における各種業務の包括民間委託 | 市民人権環境部 | 環境政策室 | 例年、環境政策室にかかる委託業務の件数は、60件以上である(平成26年度 68件)。その内、施設に関する業務としては、廃棄物処理施設の運転等維持管理業務が15件(内、長期継続3件)、庁舎管理業務が6件(内、長期継続5件)の計21件であり、年度当初からの契約～支払事務に至るまで、相当の時間と負担を要している。 | 廃棄物処理施設の運営(運転等維持管理及び庁舎管理)に関連する複数の契約を可能な限り統合することで、契約事務の合理化と効率アップを図り、経費の節減を目指す。 | ・契約件数削減目標(平成32年度) = 平成26年度対比約30%削減(68件→47件) ・上記に伴う事務経費の削減 = 200,000円 | - | - | 200 | 200 | - |
| 39 | | 市営住宅建替におけるPFI手法の検討 | 土木建設部 | 建築課 | 本市の市営住宅管理戸数1,116戸のうち、すでに耐用年数を超えている住宅が約23%。その多くが昭和40年代以前に建設された、木造、簡易耐火構造のものであり、老朽化の進行、住宅の安全性の確保や住戸規模・性能など居住性の確保が整わず、維持・保全に係る経費が増加しており、早期の建替え等が大きな課題である。一方、敷地条件などから建替が困難な小規模団地等については、統廃合などの整理を行う必要がある。 | 今後の市営住宅の建替・建設にあたっては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う「PFI手法」の導入検討や京都府との連携(府市混在団地の統合)による多様な手法により、地域特性に応じた市営住宅等の供給を行うことが必要である。 | 建替予定戸数200戸にかかる建設事業費の3%にあたる120,000千円を削減目標とする。 | - | - | - | - | - |
| 40 | 3 公共施設適正化の推進 | 市有集会施設の地元移譲・用途廃止(公共施設マネジメント) | 地域振興部 | まちづくり推進課 | 地域活動や防災活動の拠点である集会施設を整備することにより、施設の安全性や機能・利便性が向上し、地域コミュニティの活性化を図り、住民自治の運営を円滑に行えるよう条件整備を行うことを目的とする。 市有集会施設は43施設であり、その他の集会所は地域で建築・維持管理を行っている。 同一機能・目的をもった集会施設について市有と地域所有が存在しており、改修事業費等における負担の公平性の確保が課題である。 | 公共施設マネジメント実施計画により、10年間で全施設の移譲・用途廃止を目指す中で、今回行革期間中には50%(20施設)の地元移譲・用途廃止を行う。 | 平成32年度に市有集会施設の50%(20施設)を地元移譲または用途廃止により、地域所有集会施設との負担の公平性を図る。 | - | - | - | - | - |
| 41 | | 旧三町地域体育施設の委託化・適正配置(公共施設マネジメント) | 地域振興部 | スポーツ振興課 | 公共施設マネジメント方針により、旧三町地域体育施設の適正配置に向けた評価と関係団体との協議検討 大江町(5施設)、夜久野町(7施設)、三和町(2施設) | 旧三町地域の体育施設を、移譲、廃止のために施設の底地調査を行い評価をするとともに、効率的な施設管理を進めるために隣接施設所管課への移管などを行い、公共施設マネジメント方針に沿って民間譲渡、施設廃止に向け進める。また、一部施設については市による管理から民間委託による管理も検討する。 | 旧三町地域体育施設を、市による管理から民間委託、地元自治会や公民館等の地元への移譲、廃止、他隣接施設との一体管理などを行うための関係機関との協議を開始する。施設の底地調査を行い評価と整理をする。 | - | - | - | - | - |
| 42 | | 旧総合センターの売却 | 地域振興部 | 大江支所 | 昭和46年4月完成後(耐震未改修)44年が経過し老朽化が進んでいる。耐震改修や修繕にかかる多額の経費、また旧総合センターの機能はすでに大江総合会館に移管しており、使用目的や施設の維持管理経費等に課題があるため、現状は倉庫としての使用に限定している。また夏季に周辺住民より除草要望があり対処している。 施設の構造:RC2階建 対象面積:敷地1061.02㎡、構造物967.6㎡ | 倉庫に利用している関係課と協議、また地域住民への説明等を行ない、理解と協力を得て施設の解体工事や整地工事を行う。また、土地境界確定を行い地籍更正登記など登記簿の整理を行うとともに、不動産鑑定を行い公有財産入札公売により公有財産の売却処分を図る。 | ・平成30年度末までに100%整理。(土地売却金額:19,416,666円) ・建物解体費用 :29,496,356円(基礎杭の撤去費は別途必要) ・維持管理経費 : 69,986円 ・土地測量、鑑定、登記費用 : 2,350,000円 計:31,916,342円 | - | - | 19,417 | 19,417 | - |
| 43 | | 公共施設マネジメント | 財務部 | 資産活用課 | 現状の公共施設を全て保有し、更新していくことは、私たちの子どもや孫の世代に「公共施設の更新コスト」という大きな負担を残すことになるため、700施設以上にのぼる公共施設から本当に必要なものを選択することが必要 | 将来の人口や財政の長期的な見通しのもと、長期・中期・短期の目標をたてて公共施設の削減を進める。 | 基本方針: 30年間で約20万㎡の公共施設延床面積の段階的削減を図る。 基本計画: 平成27年度から10年間で10万㎡の削減を図る。 前期実施計画: 平成27年度から5年間で5万㎡の削減を図る。 | - | - | - | - | 14,406,000 |
| 44 | | 東部保健福祉センター(建物)の有効活用(公共施設マネジメント) | 福祉保健部 | 健康推進室 | ・現在、東部保健福祉センターには、職員が常駐しておらず、保健事業実施時のみ使用している状況。 ・現在、三和町社会福祉協議会へ行政財産の使用許可により、施設の一部を貸し出している。 ・機能整理により、三和支所の空き空間を使用することで、保健福祉センターの代替が可能である。 | 三和支所の施設余剰部分を用途変更し、施設統合・複合化を進めることで、東部保健福祉センターの用途廃止を行う。 | 東部保健福祉センターの用途廃止、施設の有効活用 | 5,125 | 5,125 | 24,591 | 24,591 | - |
| 45 | 児童館の統廃合 | 福祉保健部 | 子育て支援課 | 少子化に伴い、夜久野地域の学校が統合され、保育園の休園が進み、額田児童館・上夜久野児童館の児童の利用が少なくなっている。 | 地域の理解を得ながら、夜久野地域の児童館の統廃合を推進する。 | 上夜久野児童館を額田児童館に統合する。 | 2,996 | 2,996 | 14,064 | 14,064 | - | |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|--------------|---------------------------------------|---------|--------|---|--|--|--------|--------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 46 | | 旧町保育園の統廃合(公共施設マネジメント) | 福祉保健部 | 子育て支援課 | 将来にわたって持続可能な財政運営を行うため「第4次福知山市行政改革大綱」を策定し、積極的な民間委託等の推進を主眼においた事業実施に努めるとし、旧3町公立保育園の統合、旧市公立保育園の民営化を進めることとした。 こうした状況の中、本市の保育サービスの拡充や施設の適正規模・配置、運営などについて、公・民の特質を活かし乳幼児期における子育て支援の一層の充実を図るため、「福知山市立保育園整備計画」を策定した。 この計画に基づき、計画策定時16園だったものが、川合を三和に、中夜久野を下夜久野に、河守・河守上・有路・河東園をげん鬼に統合、上川口を公設民営、また修斉を民営としたことで、公立保育園は現在9園となっている。 計画では、さらに今後菟原を三和に、上夜久野を下夜久野に統合し、下六人部については民営化に取り組むとされている。 | 少子化に伴い三和地域(2園+休園中1園)、夜久野地域(2園+休園中1園)の各園の園児数が減少し、定員を下回る状況が続き、児童の社会性や協調性を育む保育集団が確保できない状況となってきた。 適正規模による保育実施に向け、地域の理解を得ながら、三和・夜久野地域の各園の統廃合を推進する。 | 三和地域(2園+休園中1園)を平成29年度末に、夜久野地域(2園+休園中1園)を平成27年度末に、各1園に統廃合する。 | 29,384 | 29,384 | 114,506 | 114,506 | - |
| 47 | | 大江町老人福祉センター及び生産活動センターの統廃合(公共施設マネジメント) | 福祉保健部 | 高齢者福祉課 | 大江町にある高齢者向け施設(老人福祉センター及び生産活動センター)で、指定管理者及び市直営にて運営しているが、施設の老朽化と稼働率の著しい低迷により施設の統廃合を検討している。 補助金を受けて施設整備していることもあり、国府との適正化法に係る協議が必要となっている。 | 指定管理施設(大江町老人福祉センター)は、基本協定満了となる平成30年3月までの早い段階に廃止とする。また、大江町生産活動センターについても国府協議を進める中で廃止とする。 | 平成28年度に施設削減1件 平成29年度に施設削減1件 | 5,124 | 5,124 | 20,880 | 20,880 | - |
| 48 | | 一戸建て住宅の払い下げ推進 | 市民人権環境部 | 人権推進室 | 市営一戸建て住宅は、現在入居宅22戸、空家5戸を管理している。 持家化促進の事業目的を果たすため、使用者の理解を得ながら払い下げを促進する。 | 一戸建て住宅は、地域の住環境整備を図るとともに、持家化を促進するため事業を進めてきた。適正に住宅を管理するとともに、事業目的を達成するために入居者への払い下げを進める。 | 各年度2戸の払い下げに向けて入居者への説明、啓発を進める。 削減額 40千円×10件=400千円、将来削減額:1,500千円×10件=15,000千円 | 400 | 400 | 1,200 | 1,200 | - |
| 49 | | 人権関連施設の地元移譲・用途廃止(公共施設マネジメント) | 市民人権環境部 | 人権推進室 | 人権啓発、地域交流等の拠点施設として人権関連施設を有効活用してきたが、少子高齢化や自治会等の活動状況により、再編の時期になってきている。 今後、持続可能な施設運営を目指す上で、地元移譲を行う施設、用途廃止する施設、統廃合により機能集約を行う施設など地域の実情に合わせて施設再編を行う。 人権関連施設はその用途に合わせて多数あるため、集約に際して地元との調整が不可欠である。また、同一機能・目的を持つ施設が偏在することのないよう、他地域との公平性の確保が課題である。 | 公共施設マネジメント計画により、地元譲渡、用途廃止、機能集約を目指す。今回行革期間中に、17施設について譲渡・廃止・用途変更を行う。(集会所9施設、その他集会所2施設、児童館3施設、農業施設2施設、体育施設1施設) 【譲渡:3施設、用途変更:2施設、廃止12施設】 | 平成28年度から32年度にかけて17施設を譲渡・用途廃止を行う。また、当該施設にかかる保険料・水光熱費を削減する。 削減額5年総額672千円 | - | - | - | - | - |
| 50 | 3 公共施設適正化の推進 | 診療所施設の統廃合(公共施設マネジメント) | 市民人権環境部 | 保険課 | 現在、公設公営の国民健康保険診療所1箇所及び公民連携施設(施設貸付)による公設民営診療所7箇所を保有しているが、施設の老朽化が著しいものや、医師の確保が困難なため休診している診療所も存在する。 | 概ね中学校区に内科診療所が1箇所は確保されることを基準とし、交通アクセスの状況、医師の確保、施設の老朽化を勘案し、地元及び医師会と協議のうえ、現在の公設民営診療所施設の整理を図る。 | 平成27年度から31年度の5年間で10%の統廃合を実施する。 | 7 | 7 | 14 | 14 | - |
| 51 | | 農村研修集会施設の地元移譲・用途廃止(公共施設マネジメント) | 農林商工部 | 農林管理課 | 平成26年度から施設を普通財産とし、施設のある地域の自治会等と市有財産使用賃借契約を締結している。 農村研修集会施設は、地元自治会等により管理・運営されている。 農村研修集会施設は28施設ある。 同一機能・目的をもったその他の市有集会施設が同一地区(学区)内に存在する。 施設の使用状況が単独自治会のもとの複数の自治会が使用するものがある。 | 公共施設マネジメント実施計画により、農村研修集会施設28施設全てを地元移譲または用途廃止を行う。 平成28年度から32年度の5年間で全体の50% 14施設の地元移譲等を実施する。 | 平成28年度から32年度の5年間で、農村研修集会施設の50% 14施設を地元移譲または用途廃止を行う。 | 622 | 622 | 1,742 | 1,742 | - |
| 52 | | 市有産業系施設の民間譲渡又は廃止(公共施設マネジメント) | 農林商工部 | 農業振興課 | 産業振興施設5施設の内、河西加工場と畑共同作業所の2施設については、民間団体が管理運営しており、必要な施設修繕を実施した上で現在の管理者に無償譲渡する。 農業施設(共同作業所)47施設については、地元の農業経営者のみが利用する施設であり、利用者と協議をおこない、平成31年度までに47施設の全部を利用者に無償譲渡又は廃止する。 | 河西加工場、畑共同作業所、及び農業施設(共同作業所)の長田集出荷所の3施設については、譲渡先と協議済であり、平成27年度に修繕を実施した上で民間団体に無償譲渡する。 残る農業施設(共同作業所)の46施設については、利用者と協議をおこない、平成31年度までに利用者に無償譲渡又は廃止する。 | 市有産業系施設の民間譲渡又は廃止 49件 | - | - | - | - | - |
| 53 | | 中田共同作業場の民間移譲(公共施設マネジメント) | 農林商工部 | 商工振興課 | ○旧夜久野町の条例により、やくのテキスタイル企業組合(メリヤス製品製造)に共同作業所の管理運営を無償で委託していたが、平成6年度以降組合が赤字運営となり、平成16年8月以降は活動を停止している。 ○施設建物については、地元での活用方法を検討された経過はあるものの、活用方法がない状況であり、今後活用を検討する必要がある。 ○屋根裏の鉄骨にアスベストが吹き付けられている可能性があり、平成22年度に専門調査を実施、結果「含有なし」。 | 平成31年度までに、地元においてNPO法人(農業)の立ち上げがされれば、一般売却。地元で活用することとなれば、無償貸付又は無償譲渡。 | 9千円の事業費の削減 | 9 | 9 | 9 | 9 | - |
| 54 | | 消防団施設の再編・統合(公共施設マネジメント) | 消防本部 | 警防課 | 手引き台車に積載していた小型ポンプを配備していた時代を引き継いだまま、集落単位に多くの車庫詰所(平成27年4月現在、95施設)が配置されており、老朽化に伴う更新整備が課題となっている。 団員の高齢化と若年層人口・農村・中山間地域の人口減少などにより、団員確保が困難な集落が発生している。 | 平成26年9月に、全29分団のヒアリングを実施した。 ヒアリングの実施結果に基づき作成した資料により、消防団の再編・統合を行い、効率的な部隊運用と消防施設・資機材の効率的な整備を図る。 | 消防車庫詰所の統合 ⇒ 平成27年4月現在、95施設から地元自治会と協議し、統廃合を検討 年間3施設の統合を実施する。 | 968 | 968 | 3,098 | 3,098 | - |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----------|--------------|---------------------------------|-------|-------|--|--|---|---------|---------|---------|---------|------------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 55 | 3 公共施設適正化の推進 | 小・中学校の跡地有効利用 (公共施設マネジメント) | 教育委員会 | 教育総務課 | 廃校(明正・精華・育英・川合・三岳)の跡地、また、川口中学校旧校舎跡地については、現在、土地の整理を行っており、今後、関係課と協議し有効利用を行う。 | 未利用地の有効活用(民間等への売却を含む)を検討し、財産処分を実施する。 | 未利用地の有効活用 | - | - | 12,374 | 12,374 | - |
| 56 | | 教育集会所の施設マネジメント (公共施設マネジメント) | 教育委員会 | 生涯学習課 | 福祉の向上、人権啓発及び市民交流の促進を図るために設置し、相談事業・地域福祉事業・啓発事業・市民交流事業・人材育成事業に供しているが、近隣に、同じ目的で設置された人権ふれあいセンター・児童館などの人権施策等に関わる施設があるところも多い。 また、新耐震前に建設された施設等老朽化が進み年々修繕・改修等が必要な施設が増えてきている。 【施設数:15施設】 | 児童館他公共施設との複合化や統合など施設の再編整備や地元への譲渡など検討を進める。 | 平成32年度までに地元との協議を重ねながら、全ての教育集会所について存続・廃止・統合・譲渡等の一定の方向性を出す。 | - | - | - | - | - |
| 57 | | 文化財資料収蔵施設移転統合整理 (公共施設マネジメント) | 教育委員会 | 生涯学習課 | 文化財資料の収蔵施設については、現在、市内に点在し、各施設共に老朽化が進んできている。このような状況の中で、資料の収蔵については、年々安全な管理と保管が難しくなっている。現在11施設。 | 十分な収蔵スペースと安全な管理と保管ができる施設を確保した後、施設の整備、資料の移転、資料の整理を行い、資料の一括管理を進める。 | 移転・統合により収蔵施設を減らすことができるとともに、資料の一括管理ができる。 現在の施設数11→5 | 192 | 192 | 768 | 768 | - |
| 58 | | 農業集落排水施設の統合 | 上下水道部 | 下水道課 | 人口減少等により、当初の計画水量に対して処理水量が少ない汚水処理場等を有効に活用するために、農業集落排水施設の統合を行う必要がある。 | 3つの農業集落排水施設を統合し、汚水処理場を廃止する。 | 50年間のライフサイクルコストの削減 49,738千円/5年間 | - | - | - | - | 49,738 |
| 基本方針2 小計 | | | | | | | | 349,039 | 349,039 | 914,319 | 914,319 | 14,455,738 |

基本方針3 財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築)

(単位:千円)

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|------------------------|-----------------------------|---------|-------|--|--|--|--------|-------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 59 | | 中期財政見通しの策定・公表・活用 | 財務部 | 財政課 | 限られた財源と多様化する行政ニーズを中長期的に捕捉し、事業の採否や実施年度の調整の判断を検討する資料として、中期財政見通しの策定・公表を行っている。 人口が減少し、財源が先細る今後、持続可能な財政運営を展望する指針として、作成と活用が重要である。 | 中期財政見通しの策定を行う。市税収入の動向に加え、投資的、社会的、扶助的、事業等の展望を全庁調査し、また最新の地方財政制度を反映し作成するものとする。 | 10月までに公表する。公表した推計を基準として、翌年度以降の予算編成に活用する(普通建設事業費の総量規制、将来的なハード事業に充当する起債メニュー、特定事業への基金繰入れ等の選択・決定の検討材料として) | - | - | - | - | - |
| 60 | | 合併特例期間終了後の財政健全化の推進(実質公債費比率) | 財務部 | 財政課 | 合併特例期間の終了を踏まえ、一般財源が段階的に減少(普通交付税の削減)することに鑑み、財政健全化指標等を悪化させないことが必要である。財政健全化指標で財政運営と財政構造を評価・統制することで財政規律を堅持することが必要である。 実質公債費比率は、市債の返済額等の大きさを一般財源等との対比で指標化したもので、比率が大きければ返済負担が大きく資金繰りの自由度が少なくなることが示されています。人口が縮減する今後、市の借金の返済負担を担う納税者も減少することとなるため、市民一人当たりの負担を増やさないことが重要です。財政健全化指標のひとつであるこの指標を目標水準以内に統制し、市の歳入規模(国が算定方法を決めた標準財政規模に準じています)に対する比率を上昇させないよう努めます。 | 財政健全化指標の「実質公債費比率」の数値を目標数値内に抑制する。 | 「実質公債費比率」のH32年度決算数値をH26年度決算数値以下を維持する。 | - | - | - | - | - |
| 61 | | 合併特例期間終了後の財政健全化の推進(将来負担比率) | 財務部 | 財政課 | 合併特例期間の終了を踏まえ、一般財源が段階的に減少(普通交付税の削減)することに鑑み、財政健全化指標等を悪化させないことが必要である。財政健全化指標で財政運営と財政構造を評価・統制することで財政規律を堅持することが必要である。 将来負担比率は、市債の残高をはじめ、職員の退職金、企業会計が抱える残債のうち一般会計で負担するもの、また債務負担行為として将来にわたる支払いをすでに約束している今後の負担額の総合計を単年度の一般財源等と対比して指標化したものです。いわば年収の何年分の負債を抱えているかを示す指標であり、平成25年度の基準では3.5倍を超えると危険とみなされます。本市はその基準内でこれまで順調に改善していますが、人口が縮減する今後、将来市民一人当たりの負担を増やさないことが重要です。財政健全化指標のひとつであるこの指標を目標水準以内に統制し、市の歳入規模(国が算定方法を決めた標準財政規模に準じています)に対する比率を上昇させないよう努めます。 | 財政健全化指標の「将来負担比率」の数値を目標数値内に抑制する。 | 「将来負担比率」のH32年度決算数値をH26年度決算数値以下を維持する。 | - | - | - | - | - |
| 62 | 1 中長期見直しによる財政マネジメントの強化 | 合併特例期間終了後の財政健全化の推進(経常収支比率) | 財務部 | 財政課 | 合併特例期間の終了を踏まえ、一般財源が段階的に減少(普通交付税の削減)することに鑑み、財政の硬直化を回避することが必要である。経常収支比率で財政運営と財政構造を評価・統制することで財政規律を堅持することが必要である。 経常収支比率は、毎年収入される経常的な収入(市税、普通交付税など)に対して、このうちどれだけの割合が固定的支出に振り向けられているかを見る指標で、財政構造の弾力性を示すものとされています。経常的な収入が大きければ、臨時的な事業費を調節して行政サービスを展開することができますが、景気や人口の動向に影響される市税、国が決定する地方財政制度に依存する地方交付税などが減少したとき、収入以上の固定経費を抱えることとなり、災害などの突発的な事態はおろか、市民生活に必要な行政サービスの維持すら危ぶまれる恐れがあるため、持続可能な財政運営を進めるためにはこの指標を適正な水準に抑制する努力が不可欠です。 | 「経常収支比率」の数値を目標数値内に抑制する。 | 「経常収支比率」のH32年度決算数値をH26年度決算数値以下を維持する。 | - | - | - | - | - |
| 63 | | ごみ処理手数料の改正 | 市民人権環境部 | 環境政策室 | 埋立処分場の延命化は市政の根幹に関わることである。 本市の埋立処分場は、家庭系・事業系一般廃棄物はもとより産業廃棄物も受け入れているため、排出量の増加により埋立処分場の使用期限が縮まる。容量に限りがあり、廃棄物搬入量の削減やリサイクルの推進による延命化が大きな課題である。 | 福知山市一般廃棄物処理基本計画の事業系ごみ(産業廃棄物を含む)の発生抑制に関する目標値を10%とし、10%の削減を達成するため、次の項目に対し計画的に取り組む。 ・事業系廃棄物の搬入実態調査を実施し、今後の埋立処分場への持込み量の見直しを促す。 ・産業廃棄物を含む事業系ごみ処理手数料の料金改正により、搬入量の抑制を図る。 ・廃棄物の搬入にかかる収集運搬業許可の見直し | ・福知山市一般廃棄物処理基本計画の事業系ごみ削減目標数値 平成21年度比10%削減(目標年度平成32年度) ・事業系廃棄物の搬入手数料410円/20kgを940円に改正(廃プラのみ)した場合の増収と埋立処分場の延命化 | 8,480 | 8,480 | 38,420 | 38,420 | - |
| 64 | | ごみ処理方法の検討 | 市民人権環境部 | 環境政策室 | 埋立処分場の延命化は市政の根幹に関わることである。 本市の埋立処分場は、家庭系・事業系一般廃棄物はもとより産業廃棄物も受け入れているため、排出量の増加により埋立処分場の使用期限が縮まる。容量に限りがあり、廃棄物搬入量の削減やリサイクルの推進による延命化が大きな課題である。 | 福知山市一般廃棄物処理基本計画の事業系ごみ(産業廃棄物を含む)の発生抑制に関する目標値を10%とし、10%の削減を達成するため、次の項目に対し計画的に取り組む。 ・廃棄物として持ち込まれる廃プラの埋立処分量を減らすため資源化に向けた取り組みを実施する。 ・事業系持込み可能廃棄物の品目制限を行う、あるいは産業廃棄物の受入の制限や廃止を検討し、搬入量の抑制を図る。 ・埋立処分場ごみの中で最も搬入率の高い廃プラを一部焼却処分することも視野に入れ、処分場の延命化を図る。 | ・福知山市一般廃棄物処理基本計画の事業系ごみの削減目標数値 平成21年度比10%削減(目標年度平成32年度) ・事業系廃棄物の搬入を見直し、また一部焼却処分とすることで10%の削減を図る。 ・産業廃棄物の埋立てを50%減じる。 | - | - | - | - | - |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|------------------------|-------------------------|-------|---|---|--|---|--------|--------|---------|---------|-----------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 65 | 1 中長期見直しによる財政マネジメントの強化 | 橋りょうの維持管理事業 | 土木建設部 | 土木課 | 市で管理する橋りょうは全体で1,101橋あり、その中でも15m以上の橋りょうは186橋ある。 その中で1960～1980年代に架設されたものが最も多く、今後これらの橋りょうが50年を迎え、高齢化に伴うメンテナンス費用の増大が懸念される。 | 橋りょう長寿命化計画を樹立し、事後保全型(損傷が顕在化した後に事後的な修繕を実施)から長寿命化を見据えた予防保全型(橋りょうの健全度を把握し、損傷が顕在化する前に予防的な修繕を実施)に移行することにより、コストの削減を図る。 | 長期事業計画(50年)において部材の健全度(3/5以上)を考慮し、供用不可とならないよう計画し、短期事業計画(10年)で44橋の部材更新や部材修復の事業を実施する。 【将来削減額】1,748,475千円 | - | - | - | - | 1,748,475 |
| 66 | | 公園施設の長寿命化対策 | 土木建設部 | 都市計画課 | 平成24,25年度に公園施設長寿命化計画の策定を行った。 公園利用者の安心・安全の確保及び長期的なコストの縮減のため、この計画に基づいた計画的な施設の維持管理及び更新を行っていく必要があるが、国からの交付金等の継続的な財源確保が必要となる。 | 公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設の維持管理及び更新を行うことにより、施設の使用見込期間が延びライフサイクルコストの削減を図ることができる。 また公園利用者の安心・安全を確保するとともに、長期的な維持管理費の抑制を図る。 改修施設数 6施設 ・三段池公園:総合体育館、緑の相談所、児童科学館、テニスコート ・長田野公園:長田野体育館 ・福知山城公園:柵 | 当該期間中ライフサイクルコスト 17,539千円【将来削減額】 | - | - | - | - | 17,539 |
| 67 | | 病院事業 中・長期計画の策定 | 事務部 | 総務課 | 公立病院の新改革プランは、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえ、平成28年度中には策定することとなっている。新改革プランの対象期間は平成32年度までとなっており、病院事業において中・長期計画を策定し、経営改善に継続して取り組む必要がある。 | 病院事業全般における業務改善を各部署、委員会、チームが計画立案、検証、改善し、業務の合理化・効率化等を進めることにより、収益の増大、費用の削減、勤務環境の改善等を図り、病院事業の継続的な健全経営を確保するため中・長期計画を策定する。 新改革プランは、都道府県の策定する地域医療構想と整合的であることが求められているため、地域医療構想調整会議の合意事項を確認しながら、齟齬が生じないように必要に応じて見直しをすることになる。 | 収益の増大、費用の削減、勤務環境の改善等を図り、病院事業の継続的な健全経営を確保する。 平成28年度から平成32年度の累積経常黒字額を223,760千円とする。 | - | - | - | - | - |
| 68 | 2 歳出の節減 | 行政評価システムを活用した事業の見直し | 市長公室 | 企画課 | 各年度終了後に行政評価システムを活用して、事業の効果を測り、事業の見直しを行なっている。 今後もPDCAサイクルを回す上で、行政評価システムを活用していく。 | 行政評価システムを活用して、事業費の節減を図っていく。 | 28年度以降、各年度18,000千円の節減を行う。 | 90,000 | 90,000 | 270,000 | 270,000 | - |
| 69 | | 庁舎管理業務の一括発注 | 総務部 | 総務課 | 市役所本庁舎の機械設備等の維持管理業務委託について、業務ごとに委託契約を締結していることから事務の市民病院、市民交流プラザ、ハピネスふくちやまのように一括委託を検討し、契約事務等に係る人件費の抑制を図る必要がある。 | 庁舎維持管理業務委託契約の内容を精査し、維持管理業務を一括発注することにより事務の省力化及び職員人件費の削減を行う。 | 契約件数を1件にすることにより次のとおり事務(人件費)の抑制を行う。 現契約件数 17件 2,317,916円 新契約件数 2件 272,696円(△2,045,220円) | 2,045 | 2,045 | 4,090 | 4,090 | - |
| 70 | | 郵送事務の効率化 | 総務部 | 総務課 | 総務課で行っている郵送事務につき、郵送料の集計作業に膨大な時間を要しているため、これをシステム化し、事務の効率化及び経費の削減に努める。 | 郵便料金後納システムを導入することにより、郵送料事務にかかるコストを削減する。 | 郵送事務にかかる人件費を年4,287,888円から年1,045,632円以内に削減する。 | 3,243 | 3,243 | 16,215 | 16,215 | - |
| 71 | | 第三セクター等改革推進償還基金の繰上償還の推進 | 財務部 | 財政課 | 福知山市土地開発公社が解散時点で抱えていた負債を代位弁済した平成24年度に、一般会計はその弁済財源の一部として第三セクター等改革推進債を29億9620万円発行した。 この返済にあたっては、公社から引き継いだ土地の売却や賃貸収入を優先的な財源として繰上償還に充てる方針である。 | 公社継承土地等の売却または賃貸収入を第三セクター等改革推進債に積立て、これを原資に繰上償還を鋭意進める。 | 第三セクター等改革推進債に継承土地等の売却及び賃貸で生じた収益を積立て、これを原資に可及的速やかに繰上償還を実施し、償還に要する税負担の軽減を図る。 平成31年度までに780,000千円の繰上償還を実施。 | - | - | 2,527 | 2,527 | - |
| 72 | | 介護用品支給事業 | 福祉保健部 | 高齢者福祉課 | 要介護2以上の在宅高齢者の方に対して、紙おむつ、失禁パンツ、お尻拭きなど13品目に介護用品を購入する場合に、クーポン券を支給している。◎13品目は、紙おむつ・失禁パンツ・お尻拭き・特殊寝巻き・防水シューズ・尿器・携帯トイレ・ゴム手袋・消臭剤・清拭剤・飲食自具・ドライシャンプー・シャワーボトル 【助成額】市民税非課税世帯の場合(1ヶ月当) 要介護2:3,000円、要介護3:5,000円、要介護4:6,000円、要介護5:8,000円 【助成額】市民税課税世帯の場合(1ヶ月当) 要介護2:1,500円、要介護3:2,500円、要介護4:3,000円、要介護5:4,000円 年々扶助費が増加しており今後も増加傾向にある中、財源である地域支援事業交付金の要綱改正が行われ対象事業から外れることとなり、適正な事務執行が可能な内容に見直しが必要である。 | 国の制度改正に合わせ、支給対象者や助成額を見直すことで扶助費の減額を図る。 支給対象である課税世帯について、段階的に額面金額を引き下げ、最終的に非課税世帯のみを対象とする。 ただし、13品目の限定を撤廃とする。 | 平成28年度、課税世帯の額面金額を3分の1減額する。 平成30年度、課税世帯の額面金額を2分の1減額する。 平成32年度、課税世帯を支給対象外とする。 | 15,782 | 3,077 | 47,344 | 9,229 | - |
| 73 | 市バス路線の再編による事業の効率化 | 市民人権環境部 | 生活交通課 | 路線バス等の公共交通の現状は、モータリゼーションの進展、人口減少、少子高齢化の進行により、利用者は減少傾向にあり、運行状況は極めて厳しく、市民の生活交通路線の維持・確保が困難な状況となっている。今後、公共交通を必要とする人の利便性を確保しつつ、将来にわたり持続可能な公共交通として維持していくために、地域の実情に即した効率的な運行体系への再編を進める必要がある。 | 「交通政策基本法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により国が進める公共交通の再編推進の流れのなかで、国の支援事業を活用しながら、市域全体における路線バス等の公共交通の再編計画を策定し、様々な交通体系の導入を含め効率的で持続可能な交通体系の再編を行う。 | 市バス路線の再編による事業の効率化(市バス9路線(鬼乗バス5路線除く)のうち3路線の再編) | - | - | - | - | - | |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|----------|-----------------------|-------|---|--|---|---|--------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 74 | 2 歳出の節減 | 公共工事のコスト削減 | 土木建設部 | 土木課 | 公共工事の執行にあたり、有効資源の再利用化・環境保全の観点からコスト削減を推進する必要がある。 | 他機関との連携を深め、現場発生材料の受入再利用及び再生材料利用の促進を図る。 平成24年度から『市道 西町寺線等の道路改良事業の公共残土等の利用によるコスト削減』として実施しており、平成27年度までの計画としては平成27年度までは計画どおり完了する。 平成28年度からは、新たに、『広域交通網整備促進事業の市道 福知山停車場奥榎原線』、『猪崎川北線緊急避難道整備事業の市道 猪崎川北線』を位置付けし、コスト削減を行う。 | 工事によって発生する残土の処分費及び、盛土材としての購入土の購入費用を抑える。 | - | - | 30,000 | 30,000 | - |
| 75 | | 道路維持管理用公用車の更新事業 | 土木建設部 | 土木課 | 本市の市道は、3,714路線 1,405Kmに及んでおり、絶えず維持管理を円滑に行うことが求められている。 災害や有事の際にも安全に出動できる体制を整えておくためにも、土木課所管の道路維持管理用公用車の更新を行っていく。 | 土木課では、道路維持管理用作業車として5台所管しており、取得してから年数が経過し、走行距離も過大で劣化が激しい車両の更新を行っていく。 歳出抑制を図ることからも、更新の際に車種の規模の見直しを行う。 | 平成24年度から年次更新を行っており、平成28年度での完了を予定している。 | - | - | 1,300 | 1,300 | - |
| 76 | | 学校補助金制度の見直し | 教育委員会 | 学校教育課 | 複数の学校補助金事業について、年間同じサイクルの複数の事務を実施している。 | 各補助金事業の成果と課題を把握し、成果を損なわない、効率的な事務執行の視点で統合などの見直しを行う。 | 3,000千円/年 378千円/人件費 | 3,400 | 3,400 | 11,200 | 11,200 | - |
| 77 | | 同時施工による工事費の削減(水道) | 上下水道部 | 水道課 | 上水道・簡易水道併せて年間約5kmの水道管を布設替えをしている。継続して水道管の布設替えを実施しているが、今後、増加する老朽管により工事費の増大が見込まれる。 | 市道改修、ガス管路布設替え工事との共同施工により工事費の削減を図る。 | 共同施工をL=5,000mを施工し、工事費を削減する。 | - | - | 50,000 | 50,000 | - |
| 78 | | 同時施工による工事費の削減(下水道) | 上下水道部 | 下水道課 | 公共下水道では、21,327か所の人孔蓋があり、今後は更新工事費の増大が見込まれる。 老朽化した人孔蓋を長寿命化計画に基づき、平成27年度から5か年で465か所の更新を行っていく予定である。 この他にも、道路改修工事等の舗装の撤去・復旧を行う工事に合わせて老朽化した蓋の更新を行っている。 | 道路改修工事、ガス・水道工事等に合わせて施工することで工事費(舗装撤去・復旧費)の削減を図る。 | 工事費の削減 20,000千円/5か年 | - | - | 20,000 | 20,000 | - |
| 79 | | 病院施設管理委託料の見直し | 事務部 | 総務課 | 病院建築物の保全業務(建物・設備管理、清掃、駐車場、警備等)や物流管理業務(SPD)について、公募型提案方式により業者選定を行い、現在平成25年度からの3カ年の長期継続契約期間中である。 | 平成25年度から平成27年度まで、3カ年の長期継続契約を締結しているが、平成27年度及び平成30年度中に次期契約者を公募型提案方式で募集し、より効率的で合理的な管理運営方法の提案を行わせ、見積金額も合わせて業者選定を実施する。 | 5年間で5%削減 21,292千円 建築保全業務 16,551千円 SPD業務 4,741千円 | 6,071 | 6,071 | 21,292 | 21,292 | - |
| 80 | 3 歳入の確保 | 使用料等の見直し | 市長公室 | 企画課 | 各種使用料・手数料については、法令に定めがあるものを除いて市の基準により設定している。 使用料等のなかには長期間見直しがおこなわれていないものや、近隣地市と比較して低く抑えられているものがある。また、市の施設や土地等の貸付にあたり、目的や相手方等により無償となっているものも少なくない。 応能・応益による市民負担の公平化を進める観点からも、各種使用料・手数料等のあり方についての総合的な検証と金額設定に係る統一した基準作成を行う必要がある。 | 行政サービスに要するコストに対して、受益者が負うべき適正な負担水準を設定し、応能・応益の原則に基づき必要な見直しを行う。 (1)各種使用料・手数料等の見直しにあたっては、施策目的、サービスの内容、国・府等の基準や他の市町村との比較や市内類似施設との比較、過去の見直し状況などの分析を行い、市民生活への影響を十分考慮して取り組みを進める。 (2)現在行っている公共施設の無償貸与の状況や各種減免制度についても再検証を行う。 (3)一律の引き上げではなく、個々の政策目的も踏まえて検討を行う。 | ・適正な負担水準と現行の負担水準の確認 ・減免制度の検証 ・使用料収入の増加 | 80,000 | 80,000 | 280,000 | 280,000 | - |
| 81 | | 広報ふくちやま・ホームページ広告収入の確保 | 市長公室 | 秘書課 | 市では市が所有する様々な財産等を広告媒体として有効活用し、民間事業者等の広告を掲載することで新たな財源を確保し市民サービスの向上を図ること、並びに民間事業者等に情報発信の機会を提供し地域経済の活性化を図ることを目的として広告事業を実施している。 その広告事業として、ホームページ運営事業については平成23年3月から、広報ふくちやま発行事業については平成24年4月から広告事業を導入し、財源確保のため広告事業に取り組んできた。 しかし事業を推進する中で、導入初期においては予算額(目標)を超える財源確保が図れた年度(ホームページ運営事業)もあったが、日本経済低迷の影響を受け、近年は予算額を確保できない状況が続いている。 平成26年度においては、職員が広告収入確保のために営業に出向き、各事業所等に広告掲載の依頼を行う取り組みも進めてきたが、飛躍的な増額は図れてはいない現状となっている。 【広報ふくちやま発行事業・H24.4.1~】24年度210,000円(ふくちやま倶楽部事業含む)・25年度120,000円・26年度151,200円 【ホームページ運営事業H23.3.1~】22年度0円・23年度432,000円・24年度664,000円・25年度200,000円・26年度319,680円 | 有料広告の獲得に当たっては、既存広告主の掲載を継続させるとともに、新規広告主を獲得するため、広報ふくちやまやホームページ等を通じた案内広報や職員による広告掲載の依頼活動を行う。また新たに広告代理店などの民間を活用した広告事業を検討し財源の確保を図る。 | 最終的(平成32年度)には平成26年度の決算額の2倍以上の有料広告料金を獲得する。 【27年度】26年度決算額を確保【28年度】26年度決算額の1.2倍【29年度】26年度決算額の1.4倍【30年度】26年度決算額の1.6倍【31年度】26年度決算額の1.8倍【32年度】26年度決算額の2倍以上 | 621 | 621 | 2,052 | 2,052 | - |
| 82 | | 旧夜久野町役場跡地の有効利用 | 地域振興部 | 夜久野支所 | 旧夜久野町役場跡地が未利用状態となっており、地域住民のニーズに応じた有効活用を図る必要がある。 | 夜久野町地域では日用品の買物が出来る店舗が少ないことから、夜久野地域活性化のために中心となる旧夜久野町役場跡地を活用し、そうした機能を有する施設への転用が可能な条件を整備し民間企業を誘致する。 | 土地貸付料により 91万円/年 | 910 | 910 | 4,550 | 4,550 | - |
| 83 | 市有地販売の促進 | 財務部 | 資産活用課 | 現在、市有地、公社継承土地及び区画整理保留地を一括して販売しており、保留地を除く平成20年度から平成26年度までの土地売却収入額1,338,264千円と、売却土地からの固定資産税など、本市の財源確保に貢献度の高い事業となっている。 市有地の販売促進の強化及び市有財産の有効活用を図るため、売却可能な普通財産について調査し、売却に向けて条件を整えていく。 | 市有地販売を円滑に行い、売却益は福知山市鉄道網整備及び関連都市計画事業基金に積立てることにより健全な財政に寄与する。(土地開発公社継承土地売却収益に関しては、第三セクター等改革推進債償還基金に積み立てる。) | 38,000千円/年 5年間で190,000千円 土地売却収入及び固定資産税など、本市の財源確保を図る。 | - | - | 190,000 | 190,000 | - | |

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----|--------|-----------------|---------|-------|---|--|---|--------|--------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | 削減効果額 | うち一般財源 | 削減効果額 | |
| 84 | | ふるさと納税の推進 | 財務部 | 財政課 | 人口減少等により一般財源の先細りが予測される現状の下、これを補う税外収入の確保もまた自治体の今後の課題である。 歳入の確保に資するだけでなく、市外から本市に向けられる関心を高めることにつながり、また外部からの視線を意識したまちづくりを進める契機ともなることが期待できる。 ※第5次行革項目No.54「広告収入運の確保」は今回の計画では計上しない(増収余地が小さいため)。 | ふるさと納税による歳入額を増やす取組みを実施する。 | 平成27年度当初予算額をベースに、5年間で20,828千円の増収を図る | 7,888 | 7,888 | 20,828 | 20,828 | - |
| 85 | | 債権管理適正化及び滞納対策推進 | 財務部 | 財政課 | ●本市の債権については、平成21年4月1日に「福知山市債権管理条例」を制定し適正な債権管理を行っている。 ●個々の私債権管理については、強制執行まで各担当課で行うことになっているが、強制執行等法的措置のノウハウがないため福知山市公金収納研究会の私債権専門部会でノウハウの構築及び共有を行っている。 ●公債権については、市税及び国保料を除いて、福祉部門債権は地域福祉課、その他は各担当課で管理しており、財産調査及び滞納処分を行っている。しかし公課間によって実施状況にばらつきがあるため滞納処分の格差を解消するため公債権専門部会や全体会でノウハウの構築及び共有を行っている。 | ●税外収入公債権の適正な賦課徴収と管理及び使用料や貸付金等の各種私債権の適正な算定と徴収並びに管理を行う。 ●債権管理条例は市債権の収納率を向上させることを目的とし、支払能力があるにもかかわらず支払のない者に対しては積極的に文書、電話等の催告を行い、最終手段として裁判所などの強制執行という法的措置を講ずることになる。 ●支払能力のない滞納者に対しては財産や収入状況を可能な限り調査を実施し、相手の立場に立って相談に応じ市民との信頼関係を構築し、市債権について市民の納付意識を高めることにより安定した歳入の財源確保に努める。 | ●滞納整理及び徴収強化により安定的収入を確保するとともに、市民負担の公平性を維持し、持続可能な債権管理体制を確立させることにより滞納繰越額を縮減させる。 ●現年度分については過年度に繰り越さないように収納率を向上させ、過年度分については収納率を5年間で0.5%程度上昇させることを目標とし徴収計画に基づき滞納整理に取り組む。 | 4,000 | 4,000 | 20,000 | 20,000 | - |
| 86 | | 市税収納率の向上 | 財務部 | 税務課 | 収納率向上は納期内納付の増加が必要であり、納税者が納付しやすい利便性の向上が必要。 平成26年10月から、軽自動車税に加え、個人市民税及び固定資産税のコンビニ納付を可能とした。その結果、コンビニ収納件数が平成25年度の10,899件に比して平成26年度は13,945件、金額では平成26年度の59,565千円から平成26年度の109,489千円へと大幅に増加し、収納率の向上に寄与した。 | 京都地方税機構との連携による効率的な税業務を確立し、市税等の適切な管理により、自主財源の確保に努める。 福知山市広報、ホームページ、広報用LINEを活用し、期限内納付のお知らせを行うと共に、口座振替、ページー口座登録の利便性、積極的な利用を納税者に対し訴える。さらに、納税環境の向上のため、クレジット払いの実施等、新たな納付手段の検討を行う。 また、入札参加資格の条件として、特別徴収実施企業であることを義務づけるなど、積極的な特別徴収実施事業所の拡大に努める。 | 市税収納率97.5%を目標とする。 5年間で0.4%収納率を向上させることにより、154,000千円の増収を図る。 | 44,000 | 44,000 | 154,000 | 154,000 | - |
| 87 | | 災害住宅跡地の有効活用 | 福祉保健部 | 社会福祉課 | 昭和28年台風により被災された市民のために建設された旧災害住宅は、空家状態で老朽化が激しく安全上問題があるため、平成26年度中に解体撤去を完了し、現在更地の状態にある。 | 市有地隣接の地権者や市有地利用者と調整を図りながら、土地の測量を行い、市有地の売却を実施する。 | 市有地隣接の地権者や市有地利用者と調整を図りながら、土地の測量を行い、市有地の売却を実施する。 削減効果額12,804千円 | - | - | 12,804 | 12,804 | - |
| 88 | 3歳入の確保 | 国民健康保険料の収納率向上 | 市民人権環境部 | 保険課 | 国保については、基本的に必要となる医療費を保険料、一部負担金及び公費で賄うものである。被保険者にとって保険料が過重な負担とならないよう配慮しながら、医療費に応じた適正な保険料の賦課・徴収を行なう必要があり、国保財政の安定化、市民の公平性の確保の観点からも、保険料の収納率の向上は重要な課題である。 京都地方税機構との連携やページーの導入により、保険料の収納率は、やや改善傾向にあるものの依然として徴収環境は厳しい状況にある。 ※ページー:窓口の専用端末にキャッシュカードを通すことにより、簡単に国保料の口座振替申し込み手続きが行なえるサービス | 納付相談や納付状況、短期被保険者証の交付等に関して、京都地方税機構との連携強化を図るとともに口座振替の推進により、国民健康保険料の収納率の向上を図る。 | 国民健康保険料(現年分)の収納率を95.0%に引き上げる。 | 15,000 | 15,000 | 45,000 | 45,000 | - |
| 89 | | 企業誘致の推進による税収増 | 農林商工部 | 産業立地課 | 人口減少社会の到来と共に、事業所の減少、雇用の場の喪失が地域経済の衰退、市民所得の低廉化を招き地方の過疎化に拍車をかける状態となっている。 全28区画中 使用10区画 未使用18区画 | 京都府、長田野工業センター等の関係団体との連携強化や操業支援・優遇制度の時代ニーズに即した活用により、長田野工業団地への工場増設、長田野工業団地アネックス京都三和への企業誘致を促進する。 また、未利用の公共施設、公共用地の有効活用として企業への売却を含む有効活用を関係課と連携し検討する。 | 1企業誘致/年 市税収入の増 50,000千円/年 | 50,000 | 50,000 | 150,000 | 150,000 | - |
| 90 | | 無名橋りょうのネーミング事業 | 土木建設部 | 土木課 | 市道にかかっている橋りょうの内、無名橋りょうが20橋(4.6m~15.16m)あり、橋名盤もない状態である。 維持管理上も無名橋では管理しづらく、ネーミングが必要である。 また、跨道橋については6橋有り、高欄部分に広告を募集する。 | 全体20橋のうち毎年4橋ごとネーミングを募集し、橋名盤を作成し、一定の費用負担を頂く。 また、高欄部分の広告については台風シーズンが終わった10月の1ヶ月間とし、6橋/年を募集する。 | 橋りょうネーミング事業 4橋/年 高欄部分広告料 6橋(1ヶ月)/年 | 1,800 | 1,800 | 9,000 | 9,000 | - |
| 91 | | 市営住宅の統廃合・跡地売却 | 土木建設部 | 建築課 | 本市の市営住宅管理戸数1,116戸のうち、すでに耐用年数を超過している住宅が約23%。その多くが昭和40年代以前に建設された、木造、簡易耐火構造のものであり、老朽化の進行、住宅の安全性の確保や住戸規模・性能など居住性の確保が整わず、維持・保全に係る経費が増加しており、早期の建替え等が大きな課題である。一方、敷地条件などから建替が困難な小規模団地等については、統廃合などの整理を行う必要がある。 | 本市には老朽化した小規模団地が分散立地しており、敷地条件などから建替事業が困難な状況であるため、統廃合などの随時整理を行う必要がある。 平成26年度に実施した小規模団地の統合により、生み出された余剰地を売却し、財政負担の軽減を図る。 | 3団地 9,800㎡(213,200千円)の販売 | - | - | 213,200 | 213,200 | - |
| 92 | | 法定外公共用財産の売却 | 土木建設部 | 都市整備課 | 法定外公共用財産(里道、水路)については、平成17年に国より一括譲与を受け、市の財産として管理しているが、膨大な箇所数であり、実際の維持管理等は地元自治会等へ委ねている現状である。 一方、これらの中には、すでに機能を必要としないものも多く、一体的な土地利用が可能な隣接地権者等への売却をしている。 | 平成28年度から平成32年度の5箇年において、機能を必要としない法定外公共物については積極的に売却し、安定した収入財源の確保を図る。 | 法定外公共用財産売却額を5年間で2,500万円以上とする。 | - | - | 25,000 | 25,000 | - |

(単位:千円)

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----------|---------|---------------------|-------|-------|--|--|---|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | うち一般財源 | うち一般財源 | うち一般財源 | |
| 93 | 3 歳入の確保 | 石原土地区画整理事業保留地の活用 | 土木建設部 | 都市整備課 | 石原地区は、平成4年度から福知山市計画事業石原土地区画整理事業を実施し、戸建て住宅や共同住宅の建設が進み、人口は事業当初と比較して約2倍、世帯数は約3倍に増加し、環境良好な市街地として形成されつつあります。しかしながら、地区内には生活利便施設は、幼稚園、小学校、高等学校、JR石原駅等の施設がありますが、医療、商業施設が少なく、特に府道福知山綾部沿線には、商業系の土地利用が進んでいない状況です。 本事業としては、平成21年度に換地処分を終え、保留地処分を残すのみとなっています。こうしたなか府道沿いにある大規模(約3,200㎡)な保留地については、問い合わせはあるものの、今日の経済情勢のなか、購入までの契約に至っていません。こうした状況を鑑み、商業施設等を誘致するため、石原土地区画整理事業の保留地を活用した事業用定期借地としての土地活用を行います。 | 石原二丁目12番・13番の保留地(3,231.62㎡)を市有地にし、事業用定期借地としての土地利用を図る。 このことにより、誘致企業の先行投資の負担を減らし、出店しやすくなる。また事業用定期借地期間満了後は、市有財産として新たに活用することができる。 土地利用や賃貸条件等を土地利用事業者募集要綱にまとめ、事業者を公募・選定し、土地賃貸借契約を締結する。市有地とするため、一旦、一般会計において保留地を購入する。 | ・事業用定期借地については、年間借地料が市の収入になる。(案 88,800千円 4,440千円/年×20年) ・土地利用を進めることで事業者の固定資産税(建物)の増 | 4,440 | 4,440 | 19,980 | 19,980 | - |
| 94 | | 水道事業等の遊休地処分による歳入確保 | 上下水道部 | 総務課 | 上下水道部所管の管路や施設等の把握や更新計画は実施中であるが、未利用地や残地の調査については未完成であり、十分利活用できていないものもある。 | ①管路や施設に使われていない、今後も使用されることのない資産の台帳を整理する。 ②福知山市の公共施設マネジメントに準じて売却等活用の計画を策定する。 ③売却や賃貸借により、収入を得る。 | 売却や賃貸借による収入を5か年で20,000千円 | 4,000 | 4,000 | 20,000 | 20,000 | - |
| 95 | | 有価資産の有効利用 | 事務部 | 総務課 | 病院宿舎を平成8年に解体し、その後現在も空き地となっており、除草等の用地管理を必要としている。平成27年度を目標に売却を検討してきたが、調査等に要する経費の問題や、売却額が土地価格の下落のより簿価に比べかなり低い額になることが予想されるため売却には至っていない。 | 売却も含め病院事業としての利用方法を検討する。 | 平成32年度までに売却も含めた利用方法を確定する。 売却額 16,000千円 | - | - | 16,000 | 16,000 | - |
| 96 | | 病院施設使用に伴う販売手数料収入の確保 | 事務部 | 総務課 | 平成26年4月からの契約により、「レストラン・カフェテリア運営業務」、「売店・自動販売機、理美容業務」について売り上げに応じた販売手数料を徴収している。 | 行政財産使用料を継続して徴収するとともに、売上金額に見合った手数料額(率)を見直し、収益の確保を図る。 | 2,981千円 | 1,042 | 1,042 | 2,981 | 2,981 | - |
| 基本方針3 小計 | | | | | | | | 342,722 | 330,017 | 1,697,783 | 1,659,668 | 1,766,014 |

基本方針4 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり)

(単位:千円)

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|-----|----------------------|----------------------|----------|----------|--|--|---|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 97 | | 時間外勤務の縮減 | 総務部 | 職員課 | 2年連続の災害対応が通常業務にまで影響が出ており、平成25年度以降は超過勤務が増加している。 人件費の抑制、職員の健康管理、ワークライフバランス、次世代育成支援対策などの観点から時間外勤務を縮減する必要がある。 | 業務執行の改善や管理職の適切な管理・指導につとめ、時間外勤務を今後5年以内に一人・月当たり 12.0時間にする。 | 5年以内に一人・月当たりの時間外勤務時間数を12.0時間にする。 | 7,265 | 7,265 | 21,795 | 21,795 | - |
| 98 | | 定員の適正化 | 総務部 | 職員課 | ・平成18年1月1日の3町編入に伴い旧町職員249人を引き継ぎ、合併後の職員数は、類似団体(平成17年4月1日現在シミュレーション)との単純比較で110人程度の超過となる。 ・第4次行政改革、第5次行政改革において、計画を上回る職員数を削減し、人口千人あたりの一般職員数を合併以前の旧福知山市の数値まで削減をする。(合併後の職員削減は、174人) ・長年にわたる行政改革により事務事業や職員の量的削減の余地は狭まっている。 | 複雑多様化する行政ニーズに対応できるマンパワーの確保が求められており、市民サービスを低下させず、新たな行政課題にも的確に対応を行うため、職員数の更なる削減には、慎重な対応が必要な状況となっている。 このことから、人口規模・産業構造の類型区分(Ⅱ-1)が同一であり、地域特性も近く、合併市である豊岡市を基準に職員数の適正化に努める。 | 事務事業の見直し及び退職者の不補充(新規採用の抑制)により、一般職員を15人以上削減する。 計画の対象職員は、消防部局・市民病院部局を除く一般職員とする。 | 120,000 | 120,000 | 360,000 | 360,000 | - |
| 99 | 1 効率的で効果的な行政体制の確立 | 文化振興に係る実行委員会事業の見直し | 地域振興部 | まちづくり推進課 | 文化振興に関連する事業のうち、文化協会共催事業及び各種実行委員会事業については以前から市民協働による運営により一定の成果をあげている。しかしながらこれら事業の企画・運営・開催にあたっては、市から負担金・補助金・交付金を支出するものの、事務局を当該課に設置して庶務を進めるものが多く、委員会の自立、主体的な運営が不十分である。今後、団体育成、人材育成が急務である。 | 厚生会館文化芸術振興自主事業を対象とする。 平成30年3月竣工予定の厚生会館改修計画に基づいて主体的な管理運営を行える指定管理者の選定を進め、厚生会館文化芸術振興自主事業会(ガラコンサート、文化公演自主事業)、合唱祭の事務局について、施設管理者及び実行委員による運営を図る。 | 厚生会館文化芸術振興自主事業(ガラコンサート、文化公演自主事業)、合唱祭の事務局機能を移行する。 事務事業人件費2,860千円/年(正職員2,360千円/年+嘱託職員500千円/年)の削減及び事業726千円(交付金600千円/年、その他126千円/年)の削減 想定指定管理料726千円(厚生会館指定管理者が実施を想定) | 2,860 | 2,860 | 5,994 | 5,994 | - |
| 100 | | 人にいちばん近いまちづくり関係団体の統一 | 市民人権環境部 | 人権推進室 | 人にいちばん近いまちづくり事業:人にいちばん近いまちづくり推進会議(10の市民団体)を中心に市民の人権尊重と人権意識の高揚を図ることを目的に人権啓発事業を実施。 人にいちばん近いまちづくり実行委員会活動事業:人権侵害救済法の制定を軸に人権侵害被害者を救済するシステム構築に向け、国に対し活動を行っている。(25団体+自治会運営委員+個人) | 両団体の事務局とも人権推進室であることから、両事務局にて事務の統合に向け調整を進める。 また、両団体の統一に向け「協議会」と「実行委員会(幹事会)」で、現在の活動状況・活動の目的を整理し調整を図る。 | 5年後を目標に、団体及び事業の統一を図り、推進会議で担ってきた事業を「啓発部門」、実行委員会で担ってきた事業を「要求部門」として統一団体による活動形態へと移行する。 削減額:1,260千円(平成32年度最終到達時点) | 1,260 | 1,260 | 3,780 | 3,780 | - |
| 101 | 2 広域連携による新たな取り組みの推進 | 京都府北部地域連携都市圏等による連携 | 市長公室 | 企画課 | 少子高齢化の進行など厳しい状況下においては、単独の市町村では、効率的で質の高い行政サービス水準を維持していくことは困難であることから、共通する生活機能である防災、消防、医療、福祉、教育、観光、産業などの分野における連携強化と広域化の検討が必要である。 平成27年4月22日に京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言を行ったが、現在、連携内容が定まっておらず、今後の取り組みが重要である。 | 京都府北部地域連携都市圏等における各市町間の連携事業数を増加させる。 他自治体との共同研修を実施する。 | 平成32年度に10事業(累計)(共同研修含む) | - | - | - | - | - |
| 102 | 3 意識改革に重点をおいた人材育成の推進 | 職員の意識改革の推進 | 市長公室・総務部 | 企画課・職員課 | 生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、地方交付税の合併算定替加算措置終了に伴う減小、頻発する災害等に対応するには、従来の行政運営の感覚では対応しきれない。 事業を実施するには必ず財源が必要であり、新規事業の立ち上げや既存事業の拡充はもとより、既存事業の自然増に対しても、増えた事業費見合いのその他事業費の削減が原則である。それにも関わらず、最近の普通会計の予算規模は増加傾向にあり、その原則が守られているとはいえない状況である。 全ての職員が、目の前の事務をこなすだけでなく、縮小する財源への危機感を持ち、市全体の財政状況、未来の財政状況を意識した事業執行・立案を行えるように、職員全体の意識改革を推進していく必要がある。 | ・今回行革期間の初年度に財政意識を把握するアンケートを実施する。 ・既存の職員研修の中で、行政改革意識向上に関する講習又は演習を実施する。 ・行革の進捗状況や財政感覚を意識させる、庁内向けの啓発文書を発行する。 ・今回行革期間の最終年度に財政意識を把握するアンケートを実施し、意識改革の達成度を把握する。 | ・職員の財政意識の向上(アンケート結果より) | - | - | - | - | - |
| 103 | | 職員研修の充実 | 総務部 | 職員課 | 地方分権が進められる中で、多様化・高度化する市民ニーズ・行政課題に対し、限られた人員で最大の効果を上げていくためには、職員一人ひとりの能力を高め発揮していくことが必要となってきている。 | ・新任の課長級から主査級までの各階層の職員に求められる資質、能力の向上を目的とした階層別研修の実施。 ・階層別研修に、OJTによる人材育成についての講義を盛り込み、組織全体に人材育成についての意識の浸透を図る。 ・OJT推進、コンプライアンス、ハラスメントなど職務を遂行するにあたって必要となる専門知識を習得するための専門研修の実施。 ・市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所、京都府市町村振興協会等の研修機関の実施する研修への派遣。 | 研修効果の確認アンケートの結果より(半年後に受講者、所属長対象に実施) ①研修を受講したことによる行動変化について、所属長の回答で「変化があった」の割合 ②研修成果の活用状況の確認 | - | - | - | - | - |

(単位:千円)

| 通番 | 取組事項 | 実施項目 | 所管部 | 所管課 | 現状と課題 | 取組内容 | 取組目標 | 削減額 | | 削減効果額 | | 将来削減額 |
|----------|----------------------|---------------|---------|-------|---|--|--|---------|---------|---------|---------|-------|
| | | | | | | | | うち一般財源 | | うち一般財源 | | |
| 104 | 3 意識改革に重点をおいた人材育成の推進 | 人権施策推進リーダーの育成 | 市民人権環境部 | 人権推進室 | <p>職員人権研修については、人権施策推進計画に基づき、人権尊重社会の実現に向けて、市民の先頭に立って取り組む職員の育成を図るために実施しているところである。</p> <p>人権研修総括指導主任を設置し、職員が幅広い人権問題についての認識と実践力を身につけるため職場研修、階層別集合研修、派遣研修を行うとともに、さまざまな人権問題の解決を、自らの課題として実践する職員を育成するため人権人材バンクの活動を行っている。</p> | <p>国際的、国内的な人権確立に向けた取組みの中で、法の制定や新たな人権問題として取組みが求められるようになり、人権が尊重された差別のないまちづくりを推進するためのリーダーとなる職員の育成を図る。</p> <p>職員人権研修のサポート及び市民団体との交流・協働を実施、人権研修を受講する中で、人権問題の解決に向けた市職員としての指導者、助言者、ファンリテーター（促進役、対人援助者）としての実践力と行動力を培う。</p> <p>人権文化の創造と人権尊重のまちづくりを担う職員の育成や、実践力を有した人材育成を図る。</p> | 平成32年度までに1期から7期まで累計153人の職員を人権人材バンクとして育成する。 | - | - | - | - | - |
| 105 | | はばたきプラン推進啓発事業 | 市民人権環境部 | 人権推進室 | <p>男女共同参画社会の実現の妨げとなっている女性に対する暴力や固定的な性別役割分担意識を解消する取り組みが必要なこと。また、一人ひとりが仕事、家庭、地域などの各分野においてバランスのとれた多様な生き方ができるようにワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。さらに、あらゆる政策方針決定過程への女性の参画をさらに強かに推進するため具体的施策を確立させるとともに、本計画推進にあたり市民協働の取り組みが重要となること。</p> | <p>一人一人が輝いて自分らしく生きることができる社会をめざし、市役所のあらゆる業務の場で固定的性別役割分担意識を解消するための取り組みを推進し、また、人権尊重のまちづくりを進める市職員として、市民の先頭に立つ確かな人権感覚と指導力・実践力を育成する職員研修を実施する。さらに、市民協働の観点から地域や女性関係団体等を中心にネットワークづくりや拠点施設での指導的役割を果たし相談やアドバイスができる人権感覚豊かな人材の育成に努める。また、公募委員の選任などの手法を確立し、審議会等方針決定過程である機関への女性の登用を積極的に推進する。</p> | <p>係長以上の女性職員の割合を28%にする。(目標:平成32年度) 男性職員の育児休業取得を期間内に10人にする。 男性職員の父親の特別休暇取得率を100%にする。(目標:平成32年度) 残業時間1人当り12時間/月削減の個々の数値目標の達成を図る。 審議会等の女性委員の割合を30%にする。(目標:平成32年度)</p> | - | - | - | - | - |
| 基本方針4 小計 | | | | | | | | 131,385 | 131,385 | 391,569 | 391,569 | - |

第6次福知山市行政改革推進委員会 委員名簿

(50音順、敬称略)

| 氏名 | 機関・団体名等 |
|--------|-------------------------------|
| 奥田 省三 | 福知山商工会議所副会頭 |
| 加藤 好雄 | 成美大学 |
| 菊田 学美 | 社会保険労務士・行政書士 |
| 佐金 美弥子 | 子育て世代の市民 |
| 友次 秀正 | 一般社団法人福知山民間社会福祉 施設連絡協議会 理事 |
| 豊島 永子 | 青年会議所 |
| 仁張 直敏 | ニンバリ株式会社 名誉顧問 |
| 松本 博 | 公募委員 |
| 三ツ池 典文 | 福知山地区労働者福祉協議会 |

福知山市行政改革推進本部員名簿

| 役職名 | 補職名 | 氏名 |
|------|------------|-----------|
| 本部長 | 市長公室長 | 長 坂 勉 |
| 副本部長 | 総務部長 | 高 橋 和 章 |
| 本部員 | 危機管理監 | 横 山 泰 昭 |
| 〃 | 地域振興部長 | 片 山 正 紀 |
| 〃 | 財務部長 | 夜 久 豊 基 |
| 〃 | 福祉保健部長 | 岡 野 天 明 |
| 〃 | 健康推進室長 | 土 家 孝 弘 |
| 〃 | 市民人権環境部長 | 田 中 悟 |
| 〃 | 環境政策室長 | 堀 内 敏 |
| 〃 | 人権推進室長 | 大 江 み どり |
| 〃 | 農林商工部長 | 大 柿 日 出 樹 |
| 〃 | 土木建設部長 | 蘆 田 徹 二 |
| 〃 | 会計室長 | 荒 木 一 昌 |
| 〃 | 消防長 | 塩 見 義 博 |
| 〃 | 上下水道部長 | 中 川 義 一 |
| 〃 | 教育部長 | 池 田 聡 |
| 〃 | 教育委員会事務局理事 | 中 川 清 人 |
| 〃 | 議会事務局長 | 渡 辺 尚 生 |
| 〃 | 監査委員事務局長 | 桐 村 正 典 |
| 〃 | 市民病院事務部長 | 山 口 誠 |

今後の審議日程及び内容（案）

| | 日 時 | 場 所 | 主な内容 |
|--------|-----------------------------|---------|---|
| 第1回委員会 | 平成27年8月26日(水) 午後1時30分から | 第4委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選出 ・行政改革大綱(案)の諮問 ・大綱(案)の提案説明 ・大綱(案)の概要説明 ・今後の審議日程及び内容 ・役割及び運営に関する確認事項等 ・全体を通しての意見、質疑応答 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 第2回委員会 | 平成27年9月30日(水) 午後1時30分から | 全議員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回審議内容の確認等 ・第5次行政改革の取組について ・公共施設マネジメントの取組について ・大綱案の検討 <p>「第1 これまでの行政改革の取組と本市の課題」</p> <p>「第2 新たな行政改革の取組にあたって」</p> <p>「第3 改革の基本方針」</p> <p style="text-align: center;">基本方針 1-市民協働による改革-</p> |
| 第3回委員会 | 平成27年10月15日(木) 午後1時30分から | 全議員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回審議内容の確認等 ・パブリックコメントの状況 ・大綱案の検討 <p>「第3 改革の基本方針」</p> <p style="text-align: center;">基本方針 2-行政経営の改革-</p> <p style="text-align: center;">基本方針 3-財政経営の改革-</p> <p style="text-align: center;">基本方針 4-人材育成・組織改革-</p> <p style="text-align: right;">など</p> |
| 第4回委員会 | 平成27年10月27日(火) 午後1時30分から | 全議員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回審議内容の確認等 ・大綱案の検討(全般) ・答申の方法、内容等の検討 <p style="text-align: right;">など</p> |
| 第5回委員会 | 平成27年11月6日(金) 午後2時00分から | 全議員協議会室 | <ul style="list-style-type: none"> ・前回審議内容の確認等 ・市長への答申実施 ・その他の内容は第4回までの審議状況により協議して決定 |

※各回でご審議いただく内容は、審議状況により変更する場合がありますのでご了承下さい。

役割及び運営に関する確認事項（案）

■組織等の役割

| 組織等 | 役割 |
|------------|---|
| 行政改革推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の附属機関として、行政改革に対する市長からの諮問に対し、審議のうえ、答申を行う。 ・具体的には、市で作成した第6次福知山市行政改革大綱(案)（計画期間平成28年度から平成32年度）について審議を行い答申する。 |
| 行政改革推進本部会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の行政改革を推進する庁内組織として、設置している。 ・推進委員会に出席し、質疑に対する応答や資料提出の求めに応じる。 ・推進本部会議の下部組織として事務改善委員会を位置づけている。また、大綱素案及び実施計画案策定の実働組織として、行財政調査会を設置している。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局は市長公室企画課、総務部職員課、財務部財政課とする。 ・市長公室企画課で推進委員会の庶務及びとりまとめを行う。 |

■行政改革推進委員会の運営に関する確認事項（案）

1 会議の成立

委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の原則

会議の原則として、次の事項を基本とする。

(1) 自由な発言

自由な発言を最大限に尊重する。

(2) 意見書の活用

委員会の円滑な運営のため、委員は質問事項や資料の請求、具体の提案などを意見書に記載し、あらかじめ事務局に対し提出することができる。事務局は意見書に対する考え方、資料等を整理し、直近の推進委員会の全体資料として配布する。

3 発言の公平性

(1) 委員長は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮する。

(2) 発言は要点を整理し簡潔に行う。また、不平、不満に留まらず、把握する限りの客観的な根拠に基づき、建設的な意見を心がける。

4 会議の記録

(1) 会議の記録（議事録）は、事務局が作成し、次回の会議の場で委員に配布する。

(2) 会議の記録を市のホームページで公開する。その場合、発言者の名前は伏せる。

5 会議の公開

(1) 会議は、原則公開とし、傍聴を原則認めることとする。

(2) 傍聴者の守るべき事項は、傍聴人心得を作成し、傍聴者に遵守させる。

6 確認事項の変更及び追加

この確認事項は、変更又は追加できるものとする。